

紀美野町第4回定例会会議録

令和2年12月8日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和2年12月8日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

2 番 廣 瀬 隆 一 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	寺	本	光	嘉	君
副 町	長	小	川	裕	康	君
教 育	長	東	中	啓	吉	君
消 防	長	家	本		宏	君
総 務 課	長	細	峪	康	則	君
企画管財課	長	坂		詳	吾	君
住 民 課	長	仲	岡	みち子		君
税 務 課	長	湯	上	増	巳	君
保健福祉課	長	森	谷	善	彦	君
産 業 課	長	吉	見	将	人	君
建 設 課	長	米	田	和	弘	君
教 育 次	長	曲	里	充	司	君
会 計 管 理 者		坂		昌	美	君
水 道 課	長	長	生	正	信	君
まちづくり課	長	山	本	訓	永	君
美里支所	長	(山	本	訓	永)	君
代表監査委員		菊	本	邦	夫	君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中	谷	昌	弘	君
次	長	井戸向	朋	紀	君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員から、欠席届が出ていますので、報告します。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言をお願いします。

一問一答方式により、質問時間は20分です。

一般質問の通告は6人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

それでは、1番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） おはようございます。

では、9月議会に引き続き、新型コロナウイルスへの対応について質問いたします。

去る11月27日の報道では、和歌山県内で新たに14人が新型コロナウイルスに感染したことが判明し、このうち9人は紀美野町の労務宿舎、国道370号道路改良工事作業員宿舎に入居する10代から60代の会社員男性であり、26日発表の男性1人と合わせて10人のクラスター、感染者集団ですね、と認定したということで、当町で新型コロナウイルスのクラスターが発生したことが確認されました。

日本国内で初めて感染者が確認されてから既に10か月余り、本年9月議会においても申し上げましたが、少なくとも日本では、新型コロナウイルスが当初心配されていたような危険性の高い感染症ではないということが徐々に分かってまいりました。感染症対策を継続しながら、できる限り通常の社会生活、経済活動に戻していくべきであるという私の考えは変わりませんが、行政当局の現時点でのお考えを確認したいと存じます。

（1番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） それでは、桐山君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） おはようございます。

それでは、桐山議員の御質問「新型コロナウイルス対応について」お答えします。

和歌山県では、11月27日、紀美野町の国道370号線改良工事に従事する民間業者の宿舎で合わせて10人が新型コロナウイルスに感染していることを発表、クラスター認定しました。

なお、宿舎では、約30人が生活していて、トイレや浴室、食堂を共同で利用しており、県は濃厚接触者に対してPCR検査を実施したとのことですが、その後の感染者は発表されておらず、感染拡大には至っておりません。

本町では、県の発表を受け、防災行政無線で日頃のコロナ対策についての徹底をお願いさせていただいているところです。

また、町内でクラスターが発生し不安となる方々への対応として、翌日の11月28日土曜日及び29日日曜日に本庁及び保健福祉課で職員が待機し電話対応を行いました。相談件数は、11月28日は2件、29日はゼロ件でした。

今後も、新型コロナウイルス感染症の第3波で全国的に感染者が増加している中、広報や防災行政無線、サロン等のあらゆる機会を捉え、感染を防止し、クラスターを発生させないよう「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の3密を避ける、手洗い、マスク着用などの感染対策を周知徹底していきたいと考えております。

以上、簡単ですが答弁といたします。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ただいま保健福祉課長の御答弁では、基本的に従来どおり3密を避ける及び手洗い、マスク等をしっかりと徹底した上で、感染防止対策としてやっていると、そういう基本的なお考えだというふうに理解いたしました。基本的には私

の考えと同じであるというふうに理解いたしました。和歌山県の仁坂知事も同様のことをおっしゃっています。さらにそれに加えて、仁坂知事は、感染防止に加えて社会活動、経済活動、これをしっかりと守っていくということも同時におっしゃっています。

感染防止ということと、社会活動、経済活動の継続というのは二律背反ということで、どちらかを徹底すれば、どちらかがおざなりということは適切な表現ではないかもしれませんが、どちらかを重要視すれば、どちらかが相対的に徹底度が下がってしまうという関係にあるわけですが、これをいかにバランスを取ってやっていくかということだと思います。

仁坂知事は、基本的には感染対策を徹底しつつも、行政として保健所を中心とした早期発見及び隔離、そういったことを徹底した上で、社会経済活動も、以前自粛をしたときのようなものではなく、従来の我々の生活にできるだけ近いような形でということで発言をされておりますけれども、この点について、当局の考えを改めて確認したいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 桐山議員の再質問にお答えさせていただきます。

経済活動は非常に重要なところがございます。先ほど議員がおっしゃられたとおり、コロナ対策をしながら経済活動を進めていくということは非常に難しい部分がございます。ただ、国のほうから、また、各種団体のほうから、ガイドライン、それぞれホテル、旅館業、それから飲食業等におきましては、それぞれガイドラインというのが公表されてございます。それで、ガイドラインを守りつつ、それで経済活動を進めていくという部分が大事だということで、国のほうも示されております。

当町としまして、以前から商品券、50%のプレミアム付の商品券、それから、今回、9月議会でも追加補正を上げさせていただいておるんですが、プレミアム電子チケット事業、それぞれ経済活動、町内の経済活動が活性化できるような対策を順次講じているところでございます。

今後におきましても、新たな国の施策、補助金ですね、それが出てきた場合は、新たな事業を考えて行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 今、産業課長のほうからお答えをいただきましたけれども、

それは、つまり現在、今回紀美野町内で感染者のクラスター発生いたしましたけれども、過度に反応するのではなく、しっかりとこれまでどおりの感染予防対策を行いながら、経済活動、社会活動を継続していくと、そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 桐山議員の再質問にお答えいたします。

やはり国のおっしゃるとおり、コロナと共生・共存していくという部分が大事だということでございますので、議員おっしゃるとおり、過度なやはり対応というのではなく、守るべきところは守りつつ、経済活動を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 現在、大阪では新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、独自の指標、基準が設けておりますが、赤信号を点灯され、12月4日から12月15日まで、外出を控えていただくよう報道されているところでございます。

現在、和歌山県の自粛要請レベルには達しておりませんが、状況に応じて、その状況になる可能性もありますので、それ、県の判断により紀美野町も対応していきたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 新型コロナウイルス対策ということで、最近こういう本が出版されて、今、読んでおります。「公衆免疫強靱化論」というもので、京都大学の藤井 聡教授、宮沢孝幸准教授が出されて、ノーベル賞受賞者の本庶 佑さん、あと自民党幹事長の二階さんも寄稿されております。この中で、藤井教授が、これまでの感染症対策でほとんど触れられてこなかった点であるものの、非常に重要な点があるということで指摘をされております。それは何かというふうに申し上げますと、従来どおり、手洗い、マスク、せきエチケット等は継続しながら、そして、高齢者、基礎疾患患者、妊婦さん、こういった方々の保護を強化する。そこに焦点をまず当てると。しっかりとそういった免疫力の低下されているような方の保護を徹底してやっていくというところと、さらに、これまであまり注目されてこなかったところでは、目、鼻、口、これは粘膜の存在するところですけども、ここを手で触らないと。これを徹底すると。手にウイルスがついている可能性というのは、ほかの部分よりも高いわけですけども、それでそういったウイルスが侵入しやすいところを触ってしまうと、非常に感染の危険性が高く

なるということで、それをしっかりと徹底するということを訴えていらっしゃいます。ぜひこの点も今後の感染防止という観点から考慮に入れていただきたいというふうに思っています。

さらには、換気の徹底ですね。これは従来どおりやられてきたわけですがけれども、そういうことをしっかりとやっていく。つまり、比較的免疫力の弱い弱者の方を徹底的にお守りすると同時に、免疫力の高い人たちは、従来ほど過敏な反応をする必要はないというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、桐山議員の再質問にお答えします。

桐山議員御指摘のとおり、高齢者、基礎疾患、妊婦さんなどの感染後の重症化しやすい方々については、行政のほうでしっかりと守っていきたいと考えております。見守り訪問であるとか、その辺りで状況を確認しながら、様子を見ていきたいと考えております。

また、目、鼻、口の感染対策についても、日頃のマスク着用によって、ある程度は防げているのかなというところもあるんですが、目の感染であるとか、鼻への感染については、消毒によって、手洗いの仕方にもきちんとした手洗いの仕方もありますので、その辺りの手洗い方法についても周知していきたいと考えております。

日頃のその感染対策に、最近では換気が悪いところでのクラスターがよく発生しているところがございますので、その辺り、換気を十分徹底してもらうように、再度、町民の皆さんに働きかけて、クラスターが発生しないよう、感染しないよう、行っていききたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 私、最近、特に感じるんですけども、マスコミの報道がちょっと行き過ぎではないのかなと。コロナを非常に恐ろしいものとしてあおっているような印象さえ受けるわけですね。何かの番組をやっている中で、通常であれば緊急の非常事態を知らせるときに用いられるような効果音とともに、テロップでどこどこで感染者何名、過去最高というようなことが報道されるわけです。これはいかがなものかと。そういう意味で、非常に私は不適切な報道の在り方だなというふうに最近思っております。

それとともに、我々としては、この新型コロナについて、及びその診断方法等についても、できる限りやはり素人なりに勉強していくべきだというふうに思います。PCR検査というのは、このPCR検査の発明者であるキャリー・マリス博士及びPCR検査キットを製造している会社自身も、感染症の検査や診断には不適切だというような趣旨の発言もされています。これでしっかりと感染者が把握できるわけではないということです。それを裏づけるように、厚生労働省でも、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備というようなテーマの中で、季節性インフルエンザとCOVID-19、つまり、新型コロナウイルスを臨床的に鑑別することは困難であると。つまり、識別することは困難だと。できないというふうに正式に表明しているわけです、公式の文書の中で。その中でPCR検査をして、陽性だと、コロナ感染者だというようなことが本当に適切なのかどうか。

タンザニアの大統領がPCR検査で、パパイヤ、ヤギ、ウズラ、自動車オイルなどでも陽性になったというような発言をされたようですけれども、本当に現在のこのPCR依存ということで、しっかりと感染が把握できているのかどうかということも、我々、しっかりと考え直さなきゃいけないというふうに思います。

インフルエンザの発生状況、これも厚生労働省が発表しているものですが、2019年、昨年9月、10月、11月の約3か月で確認された季節性のインフルエンザの患者数ですが、このほぼ3か月で9万8,279名のインフルエンザ患者が発生しております。

一方、本年、2020年の9月、10月、11月、ちょっと多少前後はありますが、一週間ベースで計上されていますので、でも、同時期の3か月でインフルエンザの患者発生数は283名、昨年の0.29%なんです、昨年の300分の1以下。私は、当初、以前副町長もおっしゃっていたかと思うんですが、この新型コロナの対策を強化して、マスクや、せきエチケットや、3密を避けてということが、このインフルエンザ患者の発生を抑制しているんじゃないかというふうに思っていました。でも、この3か月間の比較を見る限り、通常では考えられないわけですね、300分の1以下というのは。

先ほどのPCR検査がいろんなものに反応してしまう。新型コロナと季節性のインフルエンザを鑑別することが、識別することがほぼできないというふうに厚生労働省のほうで言われていることと総合して考えると、この3か月間、今年、9、10、11月で

発生したと思われるインフルエンザ患者の一定数が新型コロナ感染者として認識されてカウントされた、計上された可能性も否定できないんじゃないかなというふうに私は考えています。そういった現状も踏まえた上で、しっかりと現状を認識していきながら、今後の紀美野町の感染防止対策及び社会活動、経済活動の両立ということをぜひ実現していただきたいなというふうに感じます。この点について、最後、町長のほうからお考えをお聞かせいただければ幸いです。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

かなり御質問の中には専門的な分野、これもございましたが、これにつきましては、私もちょっと知識不足で、お答えすることはいかがかなというふうに考えます。しかしながら、やはりこのPCR検査等々を踏まえ、やはり国の専門会議がございます。そのほうでいろいろとその報道関係をはじめ、そしてまた、PCR関係、そしてインフルエンザ接種の関係等々も報道されているという話も聞いておりますので、それにつきましては、ちょっと横へ置いていただいて、そして、町の姿勢として、先ほど来、議員既に御承知のとおり、町民に対しましていろいろと施策を実施いたしておるところでございます。その中で、防災行政無線による感染防止の呼びかけ、これを行いながら、また、各種団体によるイベント等の中止とともに、保健福祉課に常時相談窓口を設けまして対応をいたしておりまして、コロナウイルス症の防止対策に努めているところであります。

また一方では、議員もおっしゃっておりますように、その経済対策、これにつきましても、各施策、町としての施策と、それから国、県の施策と。これを併せて対応をしておるというふうな状況でございまして、なるほど今の状況を見ますと、経済的にも非常に皆さん御苦勞いただいております。そんな中で、町としてできることはやっていこうという姿勢で、今、対応しているところでございます。

そうした中でございますが、しかしながら、いまだこの収束のめどが立っていないというのが今の実情であろうかと思いますが、やはりワクチン接種、これにつきましても、ここ二、三日の新聞紙上等々でも報道されておりますが、イギリスやアメリカ、ロシア等々において、ワクチンの接種がいよいよこれから開始されるであろうというふうなことで、特に今日、朝もテレビでやっておりましたが、イギリス、これについてはマイナス70度のそうしたワクチンを保存しなければならない。そんな中で、いよいよ実施するというので、当町もこれについて、やはりこのワクチン接種ということが、この防

御の一つの大きな手段になるであろうというふうに考えております。

そうした中で、やはり全町民一人一人がうつらない、また、うつさない、そして3密、これを守っていただいて、そして、この山場を乗り越えていきたい、そうした思いでございますので、ひとつ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今、町長お答えいただいた中で、ワクチン接種の件がございましたが、これについては、私、前回の議会でも申し上げたとおり、非常にその危険性に対して懸念をしております。これについては、次回以降の一般質問にて再度確認させていただきたいというふうに思います。

さらに、イベント中止ということも含めて対応を継続ということでありましたが、イベント中止するのではなく、いかにして形を変えるなりして、いかにして開催をしていくかという方向で、今後は私はそういう方向で考えていくべきではないかというふうに思います。

先般、仁坂知事、あと国会議員2名の方の政治献金パーティーが開かれましたが、数百名規模で、もちろん3密を避けるように間隔を取って、ソーシャルディスタンスをしっかりと取った上で開催されました。中止するのではなく、しっかりと対策を行った上で、そういった活動も含めて実行していくという国や県意思表示だというふうに私は捉えております。そういったことも踏まえてですね、町の各種イベントをはじめ、いろいろな社会活動、経済活動も、いかに対策をしながら進めていくかと、やっていくかという、そういう方向で考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問、なるほど形を変えた格好でイベントも開きながら、今後、対応していったらどうだろうと、こういう御質問であろうかと思いますが、なるほど、しなければならぬイベント、まず新年になりますと成人式、そしてまた消防訓練初め式と、そうしたものはめじろ押しにあります。そんな中で、やはり議員おっしゃられるように、ある程度、規制をしながら対応をしていく。そして開催をできたらしていくと。ただ、一方では、やはりクラスターというような問題もあります。それを防御しながら、これを開催するということで、非常に難しい面もございますが、

できるだけそうしたことで、しなければならぬイベント、そして、今回は控えられるようなイベント、そこらも仕分けしながら対応していきたい、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 本日の新聞記事の中で、スウェーデンのこれまでの死者が 7,067 名というふうになっております。出ております。これはスウェーデンの人口 1,000 万人強の約 0.14% に相当するわけです。スウェーデンは、皆さんよく御存じのように、ロックダウンですとか、そういったことは行わず、できる限りソーシャルディスタンスを取りながら、マスクもほとんどしないで、社会活動、経済活動を継続してきた国です。この国が飛び抜けて死者が増えているかということ、そうではない状況なわけですね。これもぜひ参考にして、今後の対応をしていただきたいと存じます。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

確かに、その経済対策といたしまして、早く従来の形に戻していかなければならない。そうしたことも痛感をいたしております。しかしながら、今のこの状況を見ますとですね、皆さんもう御承知のとおり、看護師さんが足りない。自衛隊の要請までしているという都道府県もございます。そうした中で、やはり慎重に慎重を重ねて、この対応をしていきたいと、そのように考えておりますので、御理解を賜りたい。やはり町民の命を守るというのがまず第一であろうと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、桐山議員の一般質問が終わりました。

続いて、7 番、西口 優君の一般質問を許可します。

（7 番 西口 優君 登壇）

○7 番（西口 優君） おはようございます。

まず、1 点目です。押印について。

政府においては押印の省略が叫ばれています。全てがなくなるわけでもないようですが、省略できるところはなくすという姿勢のようであります。役場では各種申請書類に押印が必要ですが、省略できるところはサインだけにし、形式的な認め印を見直してはどうか。

2 点目です。起業の補助金について。

年々の人口減少、空き家を取り壊されて空き地も増えています。町の活性化には地元で生活できる手段が必要ですが、コロナの影響で密を避けるため、在宅勤務など田舎のよさが全国的に見直されてきています。紀美野町では「令和3年度紀美野町創業支援事業補助金の募集」を行っています。「補助対象期間、交付決定日から6か月以内もしくは令和3年3月末」となっていました。起業の補助金の活用状況はどうなっているのか。

3 点目です。道の駅構想について。

コロナウイルスに収束が見えない中、人が集まる商業に見通しが立ちません。道の駅がオープンしていないのですから、コロナウイルスが収束するまで道の駅構想を一時中断して、コロナウイルスが収まってから再度計画してはどうか。

4 点目です。防災無線について。

防災無線が聞き取りにくいという声が今でも多いように思われます。防災情報を発信する場合は風雨災害時が多く、条件的に聞き取りにくい場合が多いのも事実ですが、役場は聞き取り状況の把握をどのように行っているのか。

5 点目です。橋の維持管理について。

旧美里地域には小さな橋が数多くあります。耐荷重量も500キログラム程度で利用頻度も多くないように見受けられるところもあります。数年来見えても改修されるわけでもなく、さびがそのままです。このような橋の改修計画はどうなっているのか。

6 点目です。広葉樹の奨励について。

詳しくは分かりませんが、昔は杉・ヒノキがお金になった時期もありました。現在は杉・ヒノキの伐採には費用がかかるという。将来的にも樹木で利益が出ることは難しい気がします。花粉対策・山の保水力・土砂崩れなど自然災害を防ぐには杉・ヒノキよりも広葉樹などの雑木のほうがよいようです。昔は杉・ヒノキに苗木の補助が行われていました。現在、広葉樹に植え替えるための苗木の補助などはどうなっているのか。

7 点目です。かじか荘の今後の契約について。

さきの臨時議会で「かじか荘新館省エネルギー化改修事業」が可決され、1億4,630万円の工事が行われることとなりましたが、これによる省エネ効果が年間370万円とのこと。今の現契約の変更はかなわないと思いますが、次回の契約時点で省エネ効果の年間370万円は契約時に反映されるのか。

8 点目です。天文台の安全対策について。

今は全面改修のため集客の用意はできていませんが、来春には改修が終わって、今まで以上の来客が予想されるところです。今現時点でコロナウイルスがどうなるのか予想すらできませんが、設備など安全対策はどのように考えているのか。人が出入りすると接客の後、清掃に多くの人材が必要となります。人材の確保はどうなっているのか。

9点目です。公共工事の迂回路について。

少し以前のことになりますが、7月23日、津川地区において路面改良工事が行われていました。全面通行止めです。業者に迂回路を尋ねると地元在住でないので分からないという。全面通行止めは地域住民に知らせているともいうことです。それでも道路は誰が通るか分かりません。迂回路があるのであれば前もって表示をすべきでないか。

10点目です。貴志川の危険箇所改善について。

6月議会で洪水ハザードマップ作成業務委託料が計上されていきました。聞けば紀の川市諸井橋から毛原いぬかい橋までの区間だという。河川改修は下流から・危険箇所からというのが一般論ですが、危険箇所が分かっているのなら、ハザードマップ作成よりも現場の改善策を行うべきでないのか。

11点目です。休耕地の今後の見通しについて。

町内、至るところで農地が草まみれになっています。農業従事者の高齢化によるものと思われませんが、付近の真面目に農業をしている農地にも迷惑が及びます。苦情を聞かせていただくことが多くなってきました。農業委員会では農地パトロールも行っています。現況の把握と対処方法はどのように行っているのか。

12点目です。貴志川の活かし方について。

近年アユの放流がうまくいかないようで、冷水病・鵜の被害などにより、町外の釣り師をほとんど見かけなくなりました。岡山ではスッポン放流とニュースで報じられていました。津山市周辺の吉井川でスッポン釣りを楽しんでもらおうと、地元の漁協がスッポンの子亀を放流したとのこと。津山市の吉井川漁協は、毎年、この時期にスッポンの子亀を放流していて、今年も甲羅の長さが5センチほどの子亀、およそ400匹を漁協の組合員が手分けして吉井川の本流と支流合わせて20か所で放流しました。放流したスッポンは、3年から5年で甲羅の長さが15センチから20センチにまで成長するということです。吉井川でスッポン釣りを楽しむには、年間1万1,000円の遊漁証が必要だということです。貴志川でもアユと限定せずに、スッポンの放流なども合わせて行ってはどうか。

以上です。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、私からは、西口議員の1点目の「押印について」と4番の「防災無線について」のお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「押印について」の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染防止と経済活動を両立させるための施策の一つとして、「書面、押印、対面」を原則とした従来の制度・慣行を見直す機運が一気に高まってまいりました。併せて、デジタル技術を積極的に活用するオンライン化と併せて、時代の要請に即した行政手続・仕事のやり方を再構築していくことが求められているところであります。

近々、政府から順次必要な法令、告示、通達の改正等が行われ、「押印廃止マニュアル」についても配布されることと伝え聞いておりますので、これを参考に押印の見直しを進めていきたいと考えています。

当町としましても、これに対応できるよう準備を始め、現在、押印見直しの前段階として、約700件ある例規集の中から「押印について」関連があるものの洗い出しを進めているところであります。

以上、1点目の「押印について」の答弁とさせていただきます。

次に、4点目の「防災無線について」の御質問にお答えします。

防災行政無線のデジタル化改修工事が9月末に完了したところでありまして、音声が広範囲に広がるスピーカーや直進性が高いスピーカーを複合的に導入してございます。

工事を行う際は、地域の状況を調査し、地域住民への音響効果を考え、スピーカーの角度や音響等の調整を行うなど、小まめに対応しながら設置させていただきました。

また、新たなサービスとして、放送内容が即時に確認できる「ライブビジョン」というスマホアプリの導入や、登録制のメール配信サービスも提供してございまして、聞き取りにくい方には御活用いただきたく御案内しているところであります。

また、従来の「フリーダイヤル0120-2430-99」による内容確認サービスも、回線を4回線から8回線に増やして対応していますので、引き続き御利用いただきたいと思います。

ております。

以上、4点目の「防災無線について」の答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) 私からは、西口議員の2番目、6番目、11番目及び12番目の質問にお答えさせていただきます。

まず、2番目の「起業補助金について」でございます。

この起業補助金は、当町では創業支援補助金と申しまして、この補助金につきましては、本町における事業活動を推進し、地域経済の活性化及び雇用の場の創出に資することを目的に、町内で創業を行う者に対し、その経費の一部を補助するというものでございます。

この事業は、平成29年度より事業を開始し、現在までに当該補助金を活用して創業された事業者は、平成29年度で3件、平成30年度で2件の合わせて5件となっております。

御質問の「今年度の状況について」でございますが、今年度は、下佐々地区にエステサロンと建築リフォーム事業者の2件、それから田地区に飲食・体験サービス事業者の合計3件に対し交付決定してございます。

なお、当町は、大阪から約1時間の好立地にあり、自然豊かで、気軽に楽しめる田舎として注目されており、交付決定後もまた新たに2件の起業相談があるなど、創業希望者の相談件数は増加してございます。

当町としましては、町の活性化につなげるため、当町を創業場所として選んでいただけるよう、12月補正予算で今回も追加を要求させていただいているところでございますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、「起業の補助金について」の答弁とさせていただきます。

続きまして、6番目の「広葉樹の奨励について」にお答えさせていただきます。

「広葉樹に植え替えるための苗木の補助金について」でございますが、これは和歌山県森林環境保全整備事業補助金の制度がございまして、その中のメニューの1つに広葉樹林化の事業がございまして、

これは、針葉樹を伐採し、広葉樹の植え替えに要した費用に対して10分の4以内で

補助金が交付される制度でございます。

この制度により施業できるのは、森林法に基づく森林計画等の認定を受けた者や実施主体とされてございますので、当町の場合は、森林組合が主に事業を行うことができます。

近年の当町の状況につきましては、森林組合によりますと、令和元年度に中田地区におきまして、杉・ヒノキを伐採し、ウバメガシに植え替える広葉樹林化が行われたとお聞きしてございます。

人工樹林の広葉樹林化につきましては、適切な間伐・管理を行うことにより、花粉症対策や防災の面からも有用であることから、今後、研究してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、「広葉樹の推奨について」の答弁とさせていただきます。

続きまして、11番目の「休耕地の今後の見直しについて」をお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、ここで休耕地と申しますのは、町におきましては耕作放棄地にちょっと言葉を変えさせていただきます。

耕作放棄地は、全国的に年々増加傾向にあり、農業委員会としましては、毎年農地パトロールにより耕作放棄地の把握に努めているところでございます。

また、農業委員会には、草刈りのされていない荒廃した農地の苦情が寄せられておりますが、基本的には、隣接地や各地区で対応するようにお願いしてございます。

それでもなお解決しない場合は、農業委員会より農地の適正管理をお願いする旨の通知を送付し、状況を見まして、今後のその農地の意向をお伺いするなどの対応をさせていただきます。

当町としましては、耕作放棄地の解消を重要課題の1つと考えてございますので、農地所有者の意向をお伺いし、農地を貸したい旨の意向が示された場合は、借りたい農業者との橋渡しを行う「遊休農地のあっせん支援」を積極的に行ってございます。

今後、さらに農業者の高齢化、後継者不足による休耕地の増加を食い止める施策として、農地パトロールの実施による現状の把握、あっせん事業に加え、後継者の育成などに取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、「休耕地の見直しについて」の御答弁とさせていただきます。

最後に、１２番目の「貴志川の活かし方について」のお答えをさせていただきます。

貴志川は、霊峰高野山を源に持ち、紀美野町の中心を流れる紀の川水系最大の支流でございます。この河川は和歌山県が維持管理する一級河川でございます。貴志川の漁業権者であります貴志川漁業協同組合は、和歌山県内水面漁場管理委員として、現在、アユ、アマゴの増殖目標を定め、取り組んでいるところでございます。

近年、冷水病や鵜の被害、また、台風や大雨による河川の増水等、頻繁に発生する自然災害の影響により、アユやアマゴにとっての生育環境は大変厳しい状況となっております。

また、特にアユ釣りは、全国的にも２５年前をピークに１０分の１まで減少しているようで、他の釣りとは違い、新規の参加者が少なく、貴志川におきましても遊漁者は年々減少してございます。

こうした中、町としましては、鵜やサギによる捕食被害防止を目的に、有害捕獲許可を出し、町猟友会と協力をしていただき、被害防止に努めているところでございます。

議員御質問の「スッポン放流等も合わせて行っただろうか」とのことでございますが、スッポンは約５年で２５センチ程度までに成長し、アユやアマゴと違い、鵜などの鳥類による被害も少ないと思われます。

しかし、その反面、スッポンは雑食性の生き物であり、現在、増殖目標を定め取り組んでおりますアユ、アマゴを捕食することも懸念されます。

また、スッポンの生育環境についてですが、貴志川では冬眠するための流れが緩やかな砂地が少ないといった、吉井川との環境の違いも考えられてございます。

議員御提案の「スッポンの放流」につきまして、様々な可能性を含め、貴志川漁業協同組合にお伝えしたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、「貴志川の活かし方について」の御答弁とさせていただきます。

（産業課長 吉見将人君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） 私のほうからは、西口議員の３番目の「道の駅構想について」及び７番目の「かじか荘の今後の契約について」の御質問にお答えいたします。

まず、3番目の「道の駅構想について」の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が見られる中で、和歌山県内におきましても新規陽性者数が増加傾向となっており、「マスクの着用」、「3密の回避」、「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策の徹底が求められているところでございます。また、感染拡大が特に顕著である札幌市や大阪市におきましては、GoToトラベルの出発分を含む一時除外措置が取られるなど、首都圏のみならず、地方の観光産業における経済的ダメージもより一層深刻なものになると予想される状況でございます。

さて、議員の「コロナウイルスが収束するまで道の駅構想を一時中断して、コロナウイルスが収まってから再度計画してはどうか」という御質問につきまして、道の駅の整備は非常に重要な規模の大きい事業であり、短期間で完成するものではございませんので、当町といたしましては、道の駅構想を一時中断するのではなく、引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、その検討内容につきましては、当町における道の駅整備の主たる目的である「まちの活性化」を念頭に置きつつ、今後の状況を見た上で、コロナ禍に対応した形における道の駅の在り方も模索しながら検討を行いたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、西口議員の7番目の「かじか荘の今後の契約について」の御質問にお答えいたします。

美里の湯かじか荘は、本町の豊かな地域資源の有効利用を図り、農林業の振興、地域住民のコミュニティ活動の推進及び町民と都市住民との交流等の拠点施設として設置されており、民間事業者の能力を活用しつつ、より一層の地域の活性化を図ることを目的として指定管理者の指定を行ってございます。

平成25年12月1日から現在まで「丹生の都プロジェクト株式会社」が指定管理者として、美里の湯かじか荘本館、新館、毛原オートキャンプ場の3施設を管理してございます。

現在、新館の省エネルギー化改修事業を実施しており、これによる省エネ効果が年間約370万円であると本年10月の臨時議会で答弁をさせていただきました。

現時点では、指定管理委託料につきましては、当初協定書で定めている金額で変更は行わない予定であります。

しかしながら、次回の募集の際には、この省エネ効果等も勘案し、状況を見た上で、

適正な指定管理委託料を決定していきたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） 私からは、西口議員御質問の５番目「橋の維持管理について」、９番目「公共工事の迂回路について」、１０番目「貴志川の危険箇所改善について」お答えさせていただきます。

まず、５番目の「橋の維持管理について」お答えさせていただきます。

旧美里地区では、昭和２８年７月の水害以降、人々の往来を優先させるため、つり橋による人道橋が多く整備され、現在も河川を挟んだ集落の往来に大きく寄与していると伺っています。

また、高度成長とともに一斉に整備された公共インフラである道路橋も、経年による老朽化に伴い、更新しない限りこのまま使用し続けると、長期的に使用できなくなるおそれがある状況となっています。

これらを改修し、長期的に利用できるようにするため、平成２３年度に国の「社会資本整備総合交付金」を活用して、橋梁の修繕を実施できるよう、橋長１５メートル以上の橋梁６５橋について、「紀美野町橋梁長寿命化修繕計画」を作成しました。

本計画に従い、順次、橋梁の長寿命化修繕事業を実施しておりますが、このほど、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、令和２年度までに、インフラ長寿命化計画において、各インフラごとに個別施設計画を策定するよう通達があり、これを受け、本年度、１５メートル以下の橋梁も含めた新たな橋梁の個別施設計画を策定することとなりました。

計画の策定を終えた後、国の道路メンテナンス事業補助金を活用し、小規模なものも含めた橋梁修繕事業を順次実施してまいります。

なお、橋梁の老朽度や緊急性を鑑みながら優先順位を決定し、事業を実施してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、９番目の「公共工事の迂回路について」お答えさせていただきます。

本年７月２３日から２５日の３日間、紀美野町津川地内において、町道津川峯線の舗

装補修工事を実施いたしました。

当該工事は、地区の要望を受け、秋の農作物の収穫前である休耕期に実施していただきたいとのこともあり、7月に実施したものです。

実施に当たっては、道路幅員も狭小な路線であるため、片側通行等の措置が取れないため、やむを得ず午前9時から午後5時までの間、全面通行止めにて工事を実施しました。

工事の発注に当たり、施工業者には工事仕様書により、告知看板、交通誘導員の配置を行うとともに、迂回路の地図等を表示する掲示板の設置について、また、住民の皆様には、回覧による周知により、できる限り住民生活に支障を来さないよう、また影響を極力最小限にとどめるよう、地区と連携を密にしながら取り組みました。

しかしながら、交通誘導員も地勢を把握せず、迂回路の案内が十分とは言えない状況であったとのことで、今後はこのようなことが起こらないよう、受注事業者に強く指導し、周知徹底をしてまいりたいと考えますので、御理解賜りたいと存じます。

最後に、10番目「貴志川の危険箇所改善について」お答えさせていただきます。

本年9月議会の一般質問において、地球の温暖化等に伴う降雨量の増加について、御説明させていただきました。

異常気象による降雨量の増加は、必然的に河川水位の急激な上昇要因となり、このことが河川の氾濫や護岸の洗掘等の災害を引き起こす大きな原因となっています。

現在、和歌山県によって、河川の流速の調整や経常的な流路を確保するため、貴志川の「紀の川水系貴志川圏域河川整備計画」が策定されています。

本計画は、近年の豪雨災害が、紀の川との合流部の閉塞による貴志川の排水不良や、貴志川の土砂堆積等により河川断面が小さくなってきていること、流域付近に増加する住宅等の浸水被害を防ぐため、事業を実施していくための計画とされています。

それに基づいて、今後、河川整備が順次実施されることとなりますので、関係機関とともに事業の円滑な実施に努めてまいりたいと考えます。

なお、計画とは別に護岸等の不良箇所につきましては、確認出来次第、都度、県当局に要望し、改修事業を実施していただいております。

今後も、関係機関と連携・連絡を取りながら、継続した河川整備のハード面と、危険箇所の周知などソフト面の両面で取り組み、防災・減災の観点から町民の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 西口議員の8番目の「天文台の安全対策について」お答えさせていただきます。

星の動物園みさと天文台は、施設の老朽化によってドームスリットの開閉の不調や、星の塔のベランダの劣化が見られたため、星の塔のドーム、ベランダの改修を含め星の動物園の魅力をさらにアップするため、大規模な環境整備工事を行っております。

そのさなか、コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、いまだ収束が見えない状況です。事業が完成し供用開始に当たっては、星の動物園みさと天文台では、検温設備や手指消毒薬、空気清浄機の設置、場内でのマスクの着用やこまめな手洗いのお願い、体調不良者の方への入館御遠慮のお願いなど、ハード、ソフト両面での出来得る対策を検討しております。また職員にはフェースシールドの着用や透明アクリル仕切り板の設置など、入館者をお迎えする職員も対策を講じてまいりたいと考えております。

人の行き来という点では、他の施設と同様で、天文台だけに特別な対策を講じることには考えておりません。

プラネタリウム棟や星の塔、天体観測室など閉じられた空間では、入場者数の制限を行い、3密を回避できるよう対応してまいります。

なお、来年度新規職員1名の採用を予定しており、人員の確保に努めているところで

す。

議員御指摘の清掃員の確保については、運営も含めどのような形がいいのか検討を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

7番、西口 優君。

○7番 (西口 優君) まず、1点目ですね。この押印が必要、その現実問題とし

て、認め印というのは、本来、今、必要でないのかなとも思うんですけど、私、ここ数日前に申請書類あって行ったら、認め印押してくださいと。これどないなってるねんと聞いたらね、上のほうに何かその認め印が必要ないようなことも書いちゃあるって、そんなような話あったんですけど、実際問題として、名前の後ろに印と書いてたら、ああ、やっぱり判を押さなあかんのやな、こういうふうを考えるのが一般論としてなっていると思うんですよ。そら今までの慣例から考えると。だから、もし、そら政府がもうそういうふうな指導を出して、不要であるというんならね、大体いつ頃というのが、いつ頃、どのような項目が必要なくなるのかな。その辺だけちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 押印の見直しが現実的になる時期という御質問であったかと思うんですが、そのことに関しても、いついつまでというのは、なかなか国のほうからも来ておりませんので、明確な時期を申し上げることはここではできませんので、御了承いただきたいと思います。ただ、そういうのが来れば、迅速に対応できるように、町としては準備を進めていかないといけないという、そういう覚悟でおりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 2点目です。起業の補助金について尋ねたいと思います。補助限度額70万円、予算の範囲内という、こういった中で、実際問題として、その町内で仕事をつくるということを考えたときに、たとえ小さくても企業誘致ということ、その職場、働く場所というのが必要かなと。その町の活性化には絶対そういうことが必要なんですよ。だけど、そんなえ考えたときに、こういうふうな制度がありますやけど、それに対して企業のニーズ、こういうことを求めているんやという、こんなになっただけでもっと企業が来やすいとかって、そういうふうな把握っていうのはどのようにされますかね。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

把握につきましては、やはり周辺市町村の状況であったりですね、申入れで御相談に来られる企業が当町にはございます。実際に平成27年から紀美野町で創業された店舗は全部で27店舗ございます。そのうち8店舗が、うちの創業支援の補助金を受けて開

業していただいたんですが、入ってこられる企業さんはばらばらというんですかね、エステであったり、美容院であったり、飲食、宿泊、それから小売、卸、それぞればらばらでございます。その方から、それらの方からいろんな要望というか、こういうことで紀美野町で入った場合に補助制度ないんかっていう話を聞かれたときに、うちのその創業支援の補助金、じゃあ、比較的自由に使っていただける補助金でありますので、皆さん使われた方はありがたがっていただいているところでございます。

基本的には、周辺状況の把握といいますか、市町村の状況であったり、新聞であったり、そういうところから必要なものというのは、うち、情報を集めているような状態でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 3点目、ちょっとお願いします。その検討を進めるという、町の活性化にはその道の駅が必要やと。これも分かりますし、短期にできないから、長期的な計画で進めているという、これも分かるんですけどね。実際問題として、こういうふうなサービス業に近いような形のその業種では、今のところ、全く見通しが立たないと思うんですよ。その見通しが立たん中で、そういうふうに進める必要があるんかって、そういうふうと思うんですけどね。道の駅をつくるという、それも一つの考えとしては理解はします。だけど、今、現実問題として、道の駅というのはなかなか全国的に採算が乗りにくい。そういった中で、なおかつこのコロナが出てきたら、もっと難しいんじゃないかなと。そういうふうになると、もう一度検討し直す必要があるんじゃないかと。そのありきは分かるけど、そういうふうに関今の形態では、その事業形態ではもっと難しい気がするんですよ。だから、その辺の見直しも必要なんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 西口議員の御質問にお答えをいたします。

この道の駅事業というのは、先ほどから言いましたように、短期間でできる事業ではございませんので、見直しということももちろんあるんですけども、時間をかけていく中で、いろんなこと、また運営の状況でありますとか、候補地の選定でありますとか、そういったことも時間がかかる部分でございます。

する、しないとかっていうのじゃなくて、一応当町といたしましては、する方向でい

ろいろ検討を重ねているんですが、やはり時間もかかることでありますので、引き続き検討は進めてまいりたいということで御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） ちょっと3点目、再度。多分全国的に道の駅というのは採算が乗りにくい。そういった中で、コロナがこういうふうに出てくると、もっと厳しくなっているんじゃないかなと、そう思うんですよ。今までの考えで、そのありきという形の方法では成り立たないんじゃないかなと思うんですけどね。その辺の考えを再度答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたしたいと思いますが、この道の駅構想、これにつきましては、以前から皆さん方にもお諮りしておりますとおり、かなり長期的な計画の中で進めていかなければならないということで、今、スタートをしておるところでございます。

そうした中で、このコロナウイルスの感染症が発生したというようなことでございますが、そうしたことも、今後、加味しながら、やはり検討は検討として進めていきたい。そして、できればそうしたものを加味した上での計画ですね、これらをつくっていったらというふうに考えておりますので、ただ、これによって計画をストップするとか、そうしたもんじゃないと思います。そんな中で、徐々に進めてまいりますので、御理解を賜りたい、そのように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 4点目です。防災無線については、現実問題として、聞こえにくいというのが町内を回っているとかなりそういう声を聞きます。だから、役場がそういうふうな把握、その聞こえにくいという声の把握をちゃんと捉えているのかなと。その辺がまず疑問に思うわけですよ。

それと、スピーカーの支柱を増やさない限りは、その届きにくいというのも、これも事実だと思います。その点についての聞き取り方法というのと、その支柱を増やすという、その考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 確かに、防災無線、聞き取りにくいよってという住民さんの方から連絡も頂きます。ただ、その聞き取りにくい理由ですね、それはやっぱりこちらもしっかりと把握しないといけないということで、当然現地へ行って、室内では恐らく聞き取りにくい部分があります。特に冬場は閉め切りますんで聞き取りにくい。そういうこともあります。

それから、普通のときにどんどんどん聞こえている状態であれば、多分いろんな雑音が家の中に入ってくる状態だと思うんですね。ですから、防災無線、常時鳴っているわけではないので、あ、何か防災無線が鳴ってるなと思えば、恐らくあれ、2回近くでも鳴ったりしますんで、それで確認をしていただくとか、それから、先ほど申し上げました即座に内容が確認できるライブビジョンというの、400件ばかりの方が、今、登録されておりますが、そういうアプリで確認するなり、そういうこともしていただくことも必要かと思います。

なお、聞き取りにくいという方のところには、角度を変えたりとか、そういうこともある反面、逆に、それによって音がうるさくなったという部分も、そういう逆のことも生じてきますんで、なかなか全ての方に平等に同じ音量で送るということは不可能でありますんで、その辺も御理解をいただいて、非常時のときには何かしら皆さんに情報をお届けしなければいけない。そういうことを考えながらこちらもやっておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 5点目です。橋の長寿命化計画、その傷んでいるところから優先順位を決めてやるという。だけど、これ昭和28年にできたというほとんどがね。そしたら、大体もうかなり老年齢で、年代別にというんじゃなくて、同程度のその傷みがどこもここもなっている。現実問題としては、かなり一向に修繕されたような跡というのはない、見当たらないんですけどね。そういうのあるんですかね。かなりさびた状態で、500キロというのは、今どき、その500キロというような耐荷重量というのは考えにくいと思うんですよ。だけど、現実問題としては500キロと書いている。0.5トンね。だけど、そんな状態で、さて大丈夫かいなって、いつも通るときにバイクで通るから、なんていうことを思わんと通っているねんけども、大丈夫かなと思ってしまいうのが現実問題です。だから、具体的にいつ頃から、かかるんよって、そういうふうな

部分、さびたところを補修するでも何でも構わへんけど、いつ頃からかかってくれるのかなっていうふうな素朴な疑問が起こるんですよ。だから、その点の考え方はどうですかね。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

橋梁の修繕についたら、いつぐらいからかかってくれるかということだったかと思います。平成２３年度に橋梁の長寿命化修繕計画を立てさせていただきまして、翌年、平成２４年度から供用年数、橋長、それから幅員、適用手法書、また交通量、通行制限、道路種別の７項目によって点数化して実施してございます。

供用年数がたとえ同じ年数であったとしても、通行量等々によって、全然橋の寿命というのも変わってこようかと思いますので、順次進めてまいりたいと思っております。

それで、その個別施設計画というのも１０年ごとに見直しをやってございますので、その中で現状把握して、修繕の優先順位を決定して、順次行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ７番、西口 優君。

○７番（西口 優君） ６点目、広葉樹の奨励についてという、実際問題として、森林組合をお願いをしてというふうな、ウバメガシに替えたところということもあると言っていましたけど、そういう部分、森林組合の能力はどのぐらいかなって、町内は結構広いし、山もたくさんある。だけど、森林組合の伐採能力っていうのと合わせてでないと、前へ進まないと思うんですけど、そこまで利益率の上がらないものに森林組合がどこまでやってくれるのかという部分がちょっと見えにくい。ここ、今、森林組合はこの山切っているよって、なかなか見えにくいんですけどね。その辺の森林組合の能力というのはどの程度のものですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、補助金のこの事業につきましては、町が依頼するというものではなく、森林所有者が森林組合に話を持っていき、森林所有者と森林組合が契約に基づいて、森林組合が国に対し補助申請をするものでございます。事業主体自体が森林組合ということになってございまして、直接的にはちょっと町が絡んでいるという部分は非常に少ない状況

でございます。

それで、森林組合の能力という部分でございますが、実際、林業従事者というのはものすごく減ってございます。当時、昭和20年から昭和30年の間に森林が非常に荒廃し、それから苗木も7年から8年と言われる中で、毎年のように災害が発生しました。それに伴って、成長の早い針葉樹を植えるように国が推進して、昭和40年代半ばまでの木材需要に対応するため、毎年40万ヘクタール程度の造林が行われたんですが、値段が下がった等々によって、昭和53年には15ヘクタールまで落ち込んだという状況でございます。この頃から林業従事者という方は非常に減っていったという過去がございます。

それで、町内におきまして、実際の林業従事者というのは非常に少なくって、森林組合、それから1軒の林業をされているところがございまして、なかなか実際、森林の整備というのは非常に追いついてないというところでございます。

森林組合には、組合という形でいろいろうちからも今後要望していく形になるかと思うんですが、できれば森林組合のほうも、人員の増強等々、どうするんかということもちょっと相談させていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 8点目です。天文台の安全対策という中で、実際に集客を増やしたら密になるという、そら当然そういうことになります。だけど、そういうふうな一定の建物の中で集客をするというところは大変難しいんかなって思うんですよ。そら当初、計画がそのコロナっていうのがなかったからやけど、現実問題として、全面改修されて、さあこれから人を集めるとしたときに、そのコロナがあったら非常に難しくなる。さて、どうした運営方法が。

○議長（伊都堅仁君） 西口君、マスクしてください。

○7番（西口 優君） はい。運営方法が変わってくるんじゃないかなって思うんですけど、今のやり方で、さていけるのかな。そういうふうな疑問を持てしまいます。確かに、それは取って降って湧いたようなことやから、なかなか難しいのは分かりますけど、これでいけるのかなっていう部分が、つい疑問に思ってしまうんですよ、人を集めるときに。だから、その辺の考えをもう一度確認したいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

西口議員おっしゃるように、人を集めるということとコロナの感染というのは相反するところがございます。天文台の特性上、その閉じられた空間というのが非常に多いございます。今の段階で考え得る最善の策としては、例えば事前の予約制を取って、ある程度の人数で観望会等、プラネタリウム等を御使用していただくというような形でも、現在検討はいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口 優君。

○7 番（西口 優君） 10 点目です。その貴志川の危険箇所の改善という部分、本来は下流から、だけど、形状によっては自然災害の危険度合いというのは一定じゃない。ここのところが危険、ここのところが危険というのがある程度分かっているわけですね、そのハザードマップができるということについては。そしたら、その危険な箇所、分かっている範囲で、ここが一番危険やなってしまうところは先に改善するという計画、そういうものはないんですかね。その点を尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

危険箇所につきましては、紀の川水系の貴志川圏域河川整備計画に基づいて把握はしてございます。整備については、引き続き強く県のほうに要望してまいりたいと考えてございます。

ただ、治水の対策につきましては、想定外の事象が発生した場合、安全の保障というのはなかなかできかねることとなろうと思います。それを担保するために、ソフト、ハザードマップ作成等々により、住民一人一人の危機管理能力を上げていく必要があると考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口 優君。

○7 番（西口 優君） 11 点目です。休耕地の今後の見通しという中で、耕作放棄地が増えてくるという、その実際問題として、望まなくても高齢化によって耕作放棄地が増えてくるという、山に戻ってしまうというのはいかにも残念やと。だから、先ほどの答弁では、各地区で対応って、こういう現実問題、それできないからこういうふう

になってきてるんじゃないかな。地区全体が高齢化になって非常に難しくなっている。その若い人らがいてりゃ、そら何とかなるんかも分らんけど、現実問題として、田んぼや畑やったところが山に戻ってきているという、これどうしようもないっていうのはどうしようもないんやけどね。だけど、その中で、貸したい者とか借りたい人とかって、だけど、利便性のいいところは借ってくれる。そういうこともあるかと思うんです。だけど、その山間の紀美野町みたいに山が多いような中で、借手もないっていう、こういう場合、どのように対処していいんかなって、そういうふうな素朴な疑問ですね。その辺を再度答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際に山間部、それから平地でございますと、うちのあっせんやっている土地に関しましても、やはり車の行くところがほぼ条件という形になります。山間地になりますと、なかなか借りてくれる人というのは、その横で畑を作られている方はお借りしていただけるんですが、わざわざ山間部の土地を借りに来ていただくということは非常に難しいというふうになってございます。

この問題につきましては、過去、もう中山間事業という事業であったり、多面の事業であったり、地域でその田畑を守っていきこうという国の施策に基づいて、当町もその中山間事業等によって進めているところでございますが、実際に高齢化によるものは非常に厳しいものがございまして、実際、その田畑の荒廃の一番の要因と申しますのは、やはり山間農業地域における荒廃地の発生原因の一番大きい要因と申しますのは、農家の高齢化、労働力不足が、アンケートによりますと23%、それから土地持ち非農家の増加、サラリーマンになられる方が13%、それから、農作物の価格の低迷ということで農家をやめられる方が11%というのが主な農地荒廃の原因であるということで、農林水産省も発表してございます。

この問題につきましては、やはり中山間の直接支払の交付金の活用で、地域で田畑を守っていただくというのがまず第1項、それから、うち、町のほうで行っております担い手育成事業、それから国で行っております次世代育成の事業、それらによって、やはり農地を守っていただくという部分について、引き続いて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、西口議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 41 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 55 分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、6 番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（6 番 田代哲郎君 登壇）

○6 番（田代哲郎君） よろしくをお願いします。

質問の 1 点目は、野上厚生病院の存続支援についてです。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、我が国でも第 3 波に入って感染者が増え続けています。今後、季節性インフルエンザの流行も予想され、医療現場には大きな負担となります。しかし、所信表明演説で総理は医療現場や保健所に対する敬意と感謝を述べただけで、具体的な支援策は一言もありませんでした。政府は新型コロナ患者を受け入れた医療機関に支援の対象を絞っていますが、どの医療機関でもコロナ感染者の受診があり得る緊張状態の中で診療しています。そして、受診抑制による患者減は、コロナ患者を受け入れていない病院の診療所でも深刻です。

そうした実態は、野上厚生病院でも例外ではなく、令和元年度決算審査意見書の結びに、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、患者の受診控えや受入れ制限による入院、外来患者の減少、救急患者受入れ件数の減少などによって、医業収入が著しく悪化している。当病院においても一般病棟の病床稼働率で 60.5%と、前年比マイナス 12.16%、入院患者数で前年度比マイナス 5.99%、外来患者数で前年度比マイナス 7.36%、医業収益で前年度比マイナス 6.59%、これは 7 月末時点です。と非常に厳しい経営状態となっている。コロナ禍での減収が経営をさらに圧迫することは明白である。今後、この状況が続けば、病院の安定した運営がさらに厳しくなると考えられる。今回の新型コロナが及ぼす損失は、個々の責任に帰せない損失であり、地域基幹病院として地域の医療を守り、医療崩壊を防ぎ、秋冬に想定されるさらなる感染拡大に備えるためにも、国の早急な抜本的な支援策が第一優先ではあるが、構成市町からも経営面へ

の臨時的な財政支援等の適切な対応を検討いただきたい」と述べています。

町として国の「減収補填はしない」という姿勢を改め、地域医療を支える全ての病院・診療所に減収補填を行い、医療体制を全力で守ることを強く求めることに併せて、野上厚生病院組合の構成自治体として、経営面への臨時的な財政支援等の適切な対応を検討する考えがないか、お伺いします。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に伴うと思われる自死の増加について。

警視庁によると、9月の全国の自殺者数月別速報値は、前年同月より143人多い1,805人となり、7月から3か月連続で前年を上回りました。強調したいのは男性の増加が5人だったのに対し、女性は138人だった点です。7、8月を見ても女性の自殺の増加傾向が著しくなっています。背景には新型コロナウイルスの感染拡大で雇用や暮らしが受けた深刻なダメージがあると言われ、その痛みを社会のより弱い部分を突いていることも容易に想像がつくとされています。

今年の自殺者数は6月まで前年同月を下回りましたが、7月に1,818人と前年同月比25人増、8月1,854人で251人増と増え始めました。男女別では女性が6月から増加に転じ、7、8月は両月とも651人で、直近の5年間で最多となって、9月も639人と、看過できない水準に達しています。

厚生労働省は7月17日に公表した2019年国民生活基礎調査によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合、子供の貧困率は、18年時点で13.5%でした。前回、15年の13.9%から大きな改善は見られず、依然として子供の7人に1人が貧困状態にあります。世帯類型別では、母子家庭など大人1人で子供を育てる世帯の貧困率は48.1%に上り、生活が苦しい実態が明らかになりました。子供の貧困率は、2000年以降、13ないし16%台で推移し、抜本的な改善には至っていません。先進7か国G7の中で高水準です。

18年の世帯当たりの平均所得額を見ると、母子世帯は15年から35万9,000円増えて306万円。母子世帯の86.7%が「生活が苦しい」と訴えています。

そうした実績がそのまま自死に結びつくかは不明ですが、紀美野町における母子世帯の実態について、所得状況や生活保護受給状況、収入、働き方、子供との関わりや子育ての悩みなど、生活実態の把握に取り組む考えはありませんか。

さらに、平成31年に策定された「第1次紀美野町自殺対策計画」では「地域の特徴を踏まえ自殺に対する正しい知識の普及啓発及びゲートキーパーの育成、また自殺の危

険性が高い人へのケアや悩みを抱えた人が相談できる体制の整備・充実を図り、平成35年までの5年間の自殺者数及び自殺死亡率ゼロを目指し、各種事業や取組を推進します」となっていますが、この計画の実践について現状の説明を求めます。

質問の3点目は、紀美野町太陽光発電所建設計画の現状についてです。

紀美野町太陽光発電建設が予定されている山林は、専門家によれば、頂部傾斜面辺縁に新規の崩壊跡が随所に認められ、岩盤地滑りを含む岩盤の緩みなど、斜面変動が著しいとのことでした。

また、谷底には崩土や土石流堆積物が堆積し、大雨時には斜面崩壊、崩土の流出、土石流が頻繁に発生したことを示しており、大雨時には地滑りや岩盤の緩みが崩壊に至ると指摘しています。

令和2年9月議会での今年の7月3日から7月31日にかけて、熊本県を中心に九州や中部地方などの日本各地で発生した集中豪雨、令和2年7月豪雨のような大雨特別警報が発表される豪雨災害に見舞われれば、建設地の崩壊が起こる可能性は極めて高いと思われますがとの懸念に対し、町は、御心配されている建設予定地につきましては、昨年7月、事業者が県に提出した太陽光発電事業計画の案の作成に係る協議事項対応報告書より、原案として協議事項が県より送付されてきています。

その内容によりますと、県は、パネル設置予定地には、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地滑り防止区域、土砂災害特別警戒区域は含まれていないとしています。県は、区域外であっても、森林伐採や造成することにより、豪雨の場合に吸収される。堰河池に流れ込むことになるため、水害防止の観点から、各調整池で適切に洪水調整をすることや、強風によるパネルの悲惨防止と反射問題に対する対策など、各項目について指摘しています。

また、利害関係者の意見としては、文献調査のみで現地調査を実施しておらず、各分野の基礎データの取得もしていないままで造成計画が行われていることなど、この事業計画に対し約530件もの意見が提出されています。町といたしましても、この意見を重視するとともに、地域住民の皆さんが反対署名を知事に提出されていることも承知していますので、今後も県との情報連携に努め、事業者の動向を注視していきますとの答弁でした。

そこで、県と情報連携しながら注視した結果、事業者の動向について、どう把握しているのか、お聞かせください。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、田代議員の1番目の「野上厚生病院の存続支援について」と3番目の「太陽光発電所計画について」の質問にお答えいたします。

まず、野上厚生病院の存続支援について、本年4月より新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に医療機関での収入減収が大きな問題になってございます。

そうした中で、野上厚生病院は、地域医療を支えるためには、なくてはならない医療機関として、持続可能な病院経営を図るため、病院経営評価委員会において、新型コロナウイルス感染症対応と減収対策について協議を重ねてございます。

7月には、国において新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生、また拡大する公営企業の当該不足額について、資金手当てに係る企業債が発行できることになりました。厚生病院も「新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債」を発行してございます。

また、新規制度として、僻地拠点病院であり不採算地域の中核的な公立病院に対する特別交付税措置が新たに創設されてございます。構成町として、この新たな制度を活用すべく海南市と協議し進めていくことといたしました。

これについては、額の確定後に、3月補正で負担金の追加措置分を計上させていただく予定でございます。

なお、紀美野町として経営面での臨時的な財政支援等の適切な対応につきましては、管理町として長期貸付契約により平成29年度に貸し付けている3億円の返済について、本年度分の返済については、この12月期の経営状況を見極め、据置き等について協議もしてございます。

今後も、継続的にそれぞれの機関において要望活動を実施し、国や県のより有利な政策を注視いたしまして、委員会で協議をしてまいります。

以上で、「野上厚生病院の存続支援について」の答弁とさせていただきます。

続きまして、3番目の「紀美野町太陽光発電所建設計画の状況について」の御質問にお答えいたします。

県との情報連携につきましては、事業者から「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」に基づき適正に必要な書類が提出されているかどうかなど、計画の進捗状況について確認をしてございます。

そうした中で、9月議会に御報告いたしました「事業者の見解」を明らかにする詳細な説明資料が、現時点においても未提出であることから、認定基準に適合するかどうかを判断するに至っていない状況であると聞いてございます。

今後も、継続して県との情報連携に努めてまいります。

以上で、「紀美野町太陽光発電所建設計画の現状について」の答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の2つ目の御質問「新型コロナウイルス感染症に伴うと思われる自死の増加について」お答えします。

田代議員御指摘のとおり、2018年の厚生労働省の国民生活基礎調査では、全国の母子世帯の平均所得は306万円と低く、また、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は13.5%で、子供の7人に1人が貧困状態にあります。

働くシングルマザーのうち約半数は、パートなど賃金水準の低い非正規労働者で、子育てと仕事を1人で担わなければならない、長時間労働が難しい人が多数おられます。

ひとり親世帯で一定の所得に達していない方については、児童扶養手当を支給しており、現在、本町では56世帯が受給しております。

母子世帯の実態調査は、プライバシーの問題もあり、現在まで行っておりませんが、今後、どのようなやり方がいいのか等を含め研究してまいりたいと思います。

また、自殺者数は、全国で10年連続で減少、今年6月までは前年の同月比でマイナス推移していましたが、コロナ禍の影響があるか定かではありませんが、7月以降4か月連続で増加、女性の方の自殺者が増加しております。

本町の自殺対策では、平成31年3月に「第1次紀美野町自殺対策計画」を策定し、広報や街頭啓発により自殺を防ぐための気づきなどの情報を提供してまいりました。

また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る

人を育成するためのゲートキーパー講習を民生委員などに対して研修を行っております。引き続き、学校の教職員、町職員、介護従事者などへの研修を行っていきたいと考えております。

また、今後も、相談された場合の対応力の向上や、支援が必要な方への情報提供、訪問等の見守りやサービスの提供などの対策により、自殺死亡者ゼロを目指したいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 厚生病院の件につきまして、ただいまの答弁の中にもありましたが、これは11月27日付のしんぶん赤旗です。その第4面に「コロナ禍の自治体、資金繰り苦慮」ということで、伊藤 岳議員が減収対策は国に責任があるということで質問をしています。公立病院も深刻ということで、受診抑制で自治体病院の経営も深刻です。伊藤氏が公営企業の資金不足をカバーする「特別減収対策企業債」の活用数（同意等実績）をただすと、同局長は「自治体数は38団体、約238億円だ。このうち公立病院に活用したのは34団体」と明らかにしました。

この特別減収対策企業債同意等実績というので、10月の実績が表になって載っています。この中に和歌山県国民健康保険野上厚生病院組合という、はっきりリストの中にありまして、これを見て大変なんだなということで、大丈夫か、厚生病院はという問合せが、これを見て来たりもしています。

お伺いしましたが、今の答弁の中である、いわゆる特別減収対策企業債同意等実績ということで、厚生病院もその対象になっているということでございますが、その経緯と、その件についての少しもっと詳しい説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

経緯と申しますか、先ほども御説明させていただきましたとおり、野上厚生病院につ

いても、全国的な減収というのは否めないところがございます。そうした中で、健全化に向けていろいろと対策をしてございますが、どうしても経済収支比率といいますかね、そうしたところがマイナスに陥るということになりますので、海南市と協議いたしました結果、この特別減収対策企業債を発行させていただきまして、地方債と財政措置といいますところの繰出基準内の措置で対応させていただくということになりました。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 平たく言いますと、企業債ですから借金ですよね。その償還についてはどういうことになるのか、お尋ねします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

償還計画でございますが、償還年限は15年以内ということでございます。ただ、本館等の償還が令和10年まであります。また、今後あります電子カルテの機器更改等も控えてございますので、重複期間を短くするために5年間据え置きまして、10年間で返済していくことで計画としてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 今でも償還期限を持っている、いわゆる企業債を抱えているんで、その上に、いわゆるこういう減収対策の企業債ということを発行するということは、かなりそれでも大変だろうと思うんです。その場合の財源というのは、あくまで病院の収益からの償還になるのか、その辺のことについてお答えください。今のあれは、本館のあれとかは、そのいわゆる収益から返しているんで、そういう件についてお尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

企業債の発行金額は1億5,000万でございます。措置率といたしまして0.8%、それに対して一般会計から措置率0.2%、約3,000万と、償還利息の2分の1を繰り出すことでございます。それが条件でございますので、町負担金78%、そして海南市で22%でございます。町といたしましては2,340万円、そして、海南市は660万円を予定してございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 今でも大変というか、このコロナで大変な状況になっているんで、やっぱり病院の職員の士気というのも、大変こういうことになっているということで、病院の職員の、自治体としてやっぱり病院を守っていくという意思表示が絶対に何らかの形で必要だと思うんですけど、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 住民課長から答弁させてもらっているんですが、我々は病院経営評価委員会という立場で、私も関わらせてもらっております。その中で、先ほど申し上げた企業債の発行であるとか、新たに創設された特別交付税をどうして活かしていくかとか、貸付金を猶予してあげますよとかっていうのも、いろいろ協議はしているんですけども、そもそも評価委員会ができたその背景には、やはり厚生病院も相当しんどいという中で、構成市町も関わっていきましょうということなんですけど、あくまでもやはり病院ですから、病院の先生方、皆さんが健全化に向けて一生懸命やるという姿勢の下でなければ、なかなか前向いていかないということがございまして、その委員会をつくって、先生方、職員、看護師、皆さんが再建に向かって一生懸命になってきていただいている中で、赤字もどんどん減ってきているというのは去年までの数字でありました。

今年、令和元年度の決算見込みについても、昨年よりも改善ができるなということでしたが、今年の2月に発生したコロナの関係で、3月、4月以降、収支が悪化してきているというのは、課長も先ほど説明させてもらったような中であります。

それを何とかしていかなければいけないということで、いろんな角度から対策を講じている中の一つが企業債の発行ということでもありました。それだけではなくて、先ほど申し上げた新たな制度、約1億円ぐらいになろうかなと思うんですけども、その新たな特交算入についても、海南市さんと協議をして、進めていきましょうということも決定しておりますし、いろんな角度からそれは対策を講じていくと。あくまでも病院が一生懸命頑張りましょう。そしてまた、構成市町もしっかり応援していくという、こういったスタンスで厚生病院の存続について一生懸命考えておりますし、そのスタンスは今後も変わらないので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問でございますが、今、副町長のほうから詳しく説明を申し上げたところでございますが、やはり構成市町として、これはもう全面的にバックアップしていくと。そして、やはり厚生病院も、我々、地域医療の拠点として、これを残していくんだという姿勢の下に、様々なその施策を利用しながらですね、やはり経済的な面で支援をしていくと。そして、先生方におかれましては、先生方はやはりその医療部門において一生懸命やっていただくと。こういうスタンスの下に、今、構成市町として取り組んでおるところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） ありがとうございます。今の状況でコロナ感染者が増え続けていったら、和歌山県も多分重症者は無理だと思うんですが、軽症の患者さんは厚生病院で預かるかどうかという、今、そこまではいってないんですけど、今の状況での増え方だと、そういうこともやっぱり考えていかんなんかなということも考えますので、大変な状況の中で、やっぱり厚生病院をしっかりと支えてほしいと思います。その点だけよろしくお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴うと思われる自死の増加について質問をします。

超党派でつくる自殺対策を推進する議員の会というのがありまして、会長は尾辻秀久元厚生労働大臣だそうです。22日、国会内で総会を開き、7月～9月の女性の自殺者の急増をめぐり厚労省や文部科学省などから聞き取りを行い、議論しましたと。失業や休業などに対する政府の財政支援の強化などを求める議連の要望書案を示したということです。

厚労相指定法人「いのちを支える自殺対策推進センター」の清水康之代表理事は、同センターの緊急レポート「コロナ禍における自殺の動向に関する分析」を説明し、コロナ危機の下、女性の非正規雇用就業者の著しい減少やDV被害の増加など自殺の要因になりかねない問題が深刻化し、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性がある」と指摘しています。コロナ危機に伴う休業補償など政府の財政支援策には自殺増加の抑制の可能性がある」と述べ、今ある施策をやめてしまえば、それによる自殺増加の懸念もあると警鐘を鳴らしましたと書いてございます。やはりそういう状況で、コロナによる、やっぱり自殺の増加というのは懸念されていますので、しっかり特にシングルマザーの

世帯とか、そういうところを実態調査をしていただければと思いますが、どうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の質問にお答えします。

コロナ禍においては、経済的にパートなどの賃金水準の低い非正規労働者でありますので、その方については、しっかり支えていく必要があると思います。また、相談についても、その辺り、保健福祉課では児童扶養手当を支給しているんですが、それだけではなくて、きっちりその方々についてもですね、日頃の相談を受けて支えていきたいと考えております。

国のほうでは、ひとり親の世帯に対して、6月頃に児童扶養手当を支給している方、それから収入が減少された方については、5万円の支給を一旦させていただいているところなんですけれども、追加で国のほうも支援していくという報道もされております。その辺りも含めて、経済的な支援、それから相談支援体制含めてしっかりこの辺りを支えていき、それで、地域であるとか、近所の方々の日頃の見守りも、その辺りも含めて相談体制であるとか、支える仕組みを充実させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 太陽光発電です。町の意見として、本町は、「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」、次代に継承するまちづくりを推進していると。そのため、景観において十分配慮し、近隣地で太陽光パネルが視覚に入らないように工夫を行うこと、かなり厳しい意見を述べています。

いっそのこと、やはり紀美野町としても、そういう自然の景観を損なうものには反対だという意思表示をしたらどうかと思うんですが、その辺のことについてはどう考えておられますか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

町といたしましては、住民の意見を尊重するということでございます。ただ、県としましては、必要書類が整っていれば受け取るということになるということでございますので、今後ともそれを注視してまいりたいと思っています。

審議会において、そうした書類が整ってあったとしても、審議会に諮って、専門的な見地、それから審査判定をして、そして、不備なものについては再度差し戻すという

ことになりますので、今後の動向を見守ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代哲郎君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 1 1 時 3 4 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、3 番、藤井基彰君の一般質問を許可します。

（3 番 藤井基彰君 登壇）

○3 番（藤井基彰君） それでは、質問いたします。

3 点ありますが、全て以前にもお伺いした内容のことです。全て学校関係でお願いします。

まず、1 点目、学校給食会費について質問いたします。

学校給食費につきましては、本年度第 1 回定例会の 3 月 4 日、質問させていただきました。こども園では、昨年 of 国の保育料無償化に伴い、町が補助していました保育料を給食費の主食分に充て、それまで補助してきた副食費と合わせて給食費の無料化を実現されています。ところが、小学校になりますと補助がありません。今まで無料だった給食費が小学校になりますと約 5,000 円程度の負担になります。

学校給食法第 1 条に基づき、保護者は食費のみですが、負担しなければなりません。生活保護、また生活保護に準ずる家庭では、それぞれ教育扶助費または就学援助制度により負担がありませんと答弁をいただいています。

それぞれ、こども園では無償化だった給食費が、小学校になると 5,000 円、先ほど言いましたように、5,000 円出費になり、家計費に大きな負担になることに対しても、重ねて原則保護者負担の答弁をされています。

その上で、給食調理場の老朽化もあり、経費を見直し、財源の確保の検討、研究することも話されています。

また、教育長からは、保護者が大きな負担を感じることを認識されていて、給食費の

問題、補助の問題と、施設の老朽化あるいは人の問題、給食の質の問題など総合的に考えながら、研究、検討する決意であることも伺っています。

3月初めは、新型コロナウイルス感染が既に報道されていましたが、後の緊急事態宣言や、第2波で大きなダメージを受け、現在の第3波は驚くほどの感染者数で予想を超えていて、実体経済に大きく影響することを実感していることと思います。

国や町の一時給付金や支援策が出されていますが、職種、年齢を問わず、幅広い層が生活的に直面し、朝日新聞の16日の朝刊の一部抜粋であります、「多様な職種の人々が生活の困窮状態に陥り、女性の雇用が大きくダメージを受けていることも特徴であり、家計の余力が乏しい非正規雇用の人々や、ひとり親の世帯など、深刻な打撃を受けているのに加え、家族、複数の働き手が同時に減収、失職する一家丸ごと型の危機も生じている。生活困窮危機への公的な支援の安全網拡充で一定の弾みになっているが、解雇など厳しい雇用情勢は続いている。また、期限切れが迫る支援策が多く、コロナ禍が長引けば支援策でしのいできた人々が窮地に陥るおそれがある。」と書かれています。

新型コロナの影響を受けて、3月に質問しましたときに比べ、家計の収入、特に食費や教育費に充てていたと思われるパートの収入が激減する中、学習費の負担はとて大きく、町の学童保育料の6、7、8月分の免除や、小中学校全児童生徒に学習補助教材費として、小学生に1万円、中学生に2万円の支援はとても助かると聞いています。一方、コロナ禍で収入が減る中、給食費の負担はとても重く、苦しいと聞こえてきます。

報道などでは、ひとり親に対する支援の延長などが言われていますが、現実には子育て世代全ての家庭で大きな打撃を受けています。加えて、この状況がワクチン等で鎮静化するまでは常態化するであろうとさえ言われています。

そこで、3月に学校給食費について、総合的に考えると答弁されてから9か月たち、コロナという緊急課題も加わり、研究、検討されてきたことと思いますが、特に小中学校給食費の無償化または補助をすることで、保護者の負担を少なくする考えはありませんか。

すみません。次、2点目です。2点目、これもこの間お伺いしたものですけれども、第3回定例会で質問しました、生徒の登下校時の交通安全など、危険箇所の周知について、確認も含めて再度質問いたします。

11月初めに各家庭に配布されました町の広報とともに議会だよりを読まれた方、約10人余りの方からのお話ですけれども、危険箇所を記したプリントなどをもらった覚え

はないとか、ホームページで掲載されているのを知らなかったとか、町のホームページは見る機会が少なく、検索しづらいので、各学校のホームページに掲載してくれたらいいのではないとか、ホームページを見た方からは、掲載内容について、更新があまりされていないので、対処の様子や、新しい危険箇所が分からない、また年度始めに一度安心メールとかに注意喚起をしてくれたら分かりやすいんじゃないか、また、やはりプリントも配ってほしいなどと意見が寄せられました。

1 1月末に生徒に配布されました路面標識及び交通安全看板設置のプリントには、ホームページに掲載されている旨が書かれていましたが、町として、もう少し情報が必要とされる方々の立場に立って、見つけやすく、また、ほかの情報とリンクして役に立つ環境を考えられたらどうでしょうか。

次、3点目です。最後にもう1点、こちらも昨年6月の定例会に質問しましたが、通学区域外への就学につきまして、私としましては、地域の実情に即し、可能な限り子供に適した教育を受けさせたいという保護者の希望を活かすために、通学区域外の就学の変更が円滑にできることを知ってもらうことを含めて、アンケートを実施してくださるものと思っていました。

通学区域については、平成18年3月、文部科学省による生徒の弾力的運用を通知されており、紀美野町におきましても教育委員会で検討されるのか、答弁にありましたように、アンケートを実施していることと思います。このアンケートの質問の仕方によっては、若干ニュアンスが変わることもありますが、どのような結果であったのか、それを受けてどう反映しようと考えておられるのか、その点をお聞かせください。

以上、3点よろしく申し上げます。

(3番 藤井基彰君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、藤井君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 藤井議員の1つ目の学校給食費の無償化についてお答えさせていただきます。

町内小中学校の給食費につきましては、学校給食法第11条によって保護者は食費のみを御負担いただき、それ以外の経費を町が負担することとなっております。現在、小学生につきましては1食250円から260円、中学生につきましては1食300円と

なっております。

現在、生活保護を受けている御家庭においては、給食費は生活保護費の中の教育扶助費に含まれるため負担はありませんし、生活保護を受けていない方でも生活保護に準ずる経済的に困りの御家庭には就学援助制度により給食費の負担はございません。

コロナ禍においても、経済的支援を必要とされている御家庭には適切な支援を届けられていると考えております。

議員御提案の給食費無償化は、子育て世帯の負担軽減に取り組み、子育てしやすいまちづくりを進める上で、重要な施策であると認識しております。

現在、給食費の公会計化に向け取り組んでいるところであり、無償化実現に向け努めてまいります。

続きまして、2番目の児童生徒の登校時の安全についてお答えさせていただきます。

通学路における児童生徒の安全のため、学校で危険箇所の洗い出しを行い、海南警察署、県海南工事事務所、町建設課、学校関係者、教育委員会で合同点検を実施し、様々な対策を講じてきているところです。

その結果については、町校長会で通知するとともに、機会を見て保護者や子供たちへの注意喚起に努めています。また同時に町のホームページにも掲載をして併せてお知らせしているところですが、議員御指摘のように、全ての保護者にうまく結果が伝わっていない状況であれば、周知の方法について、工夫改善を行ってまいります。

続きまして、3番目の通学区域外就学の柔軟対応についてお答えさせていただきます。

小川小学校は、小規模校でしかできない教育、子供たち一人一人の特性を捉え、その子の実態にあったきめ細かな指導を実践しています。しかし、極少人数のため、同級生同士の交流や遊び、学習など同級生との充実した学校生活を送ることが課題です。また数年後には先生の数も急激に減少します。そのため小川小学校の将来像、小川小学校区の子供たちの教育について、どう考えていくかという問題は避けて通れない状況になってきています。

そこで、令和元年11月に小川小学校の4年生から6年生の10名の児童及び全校児童の保護者、さらには小川小学校区未就学児の保護者6世帯に対して、小川小学校の教育についてアンケート調査を行いました。

小川小学校に通っていて楽しいと思うことやよいと思うところ、嫌だと思うことや変えてほしいと思うところ、同級生や友達の人数についてという内容でした。

アンケート結果については、令和２年３月に対象者の方全員にお知らせをさせていただきました。その中には、もちろん通学区域に関する御意見もありました。

頂戴した様々な御意見は、通学区域だけではなく総合的な観点から、小川小学校の将来構想に役立ててまいりたいと考えております。

なお、現行の通学区域制度において、個々の児童生徒の特性や家庭の事情などを考慮して、就学校の変更申請ができるようになっております。このことについては、引き続き就学前の御家庭の方々に周知を行い、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより、２回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

３番、藤井基彰君。

○３番（藤井基彰君） すみません。御答弁ありがとうございます。

まず、１点目なんですけども、給食費のことですが、そもそも義務教育なんです、小学校、中学校。当然なんですけども、学習費総額、要は学校教育費、学校給食費、それから学校外活動費、この３点になっていると思います。当然親はそれを負担しなければならないと思います。

学校外活動費につきましては、要は塾であるとか、習い事とか、スイミングとか、英会話とか、たくさんあると思いますけど、それは別にしまして、それぞれの家庭の事情で別にしまして、学校教育費、これはもう御存じのように、ＰＴＡ会費とか、修学旅行の費用とか、もちろん学生服とか、副教材、そもそもそういうもろもろ、当然要ります。それと学校給食費という組み合わせになると思うんですけども、これ僕の資料では、文科省の平成３０年度、子供の学習費調査ということで、その中では、小学校では学校教育費６万３,１０２円、すみません、１年間に要る費用ですね。それから、学校給食費が４万３,７２８円、ざっと１０万６,０００円ですか、７,０００円ですか、その付近ですね。中学校では、こちらは学校教育費が３万８,９６１円、学校給食費が４万２,９４５円となっています。

この学校教育費というのは、ちょっと数字が僕もつかめないんで、仮にこの数字を紀美野町の小学校、中学校に当てはめるとしまして、学校給食費ですが、野上小学校では、

平成31年度はちょっと変則で、3月がコロナの関係でほとんど学校に出られなくて、給食費が必要なかったようなので、平成29年の3月、これは平成30年の3月まで、ちょっと変則ですけども、それで一応1年間を調べてみました。4,510円でした、これを毎月。あと8月がお休みでなし、3月と12月は日数が少ないから調整するということで、それでいきますと4万7,610円、これ小学生、全部279人と僕の資料では把握していますので、1,328万ほどですか。野上中学校につきましては、ちょっと給食費が詳しく分かりませんでしたけども、約6,000円ぐらいだと聞いています。これ113人ですから紀美野町の中学生が、610万2,000円、合計1,938万5,190円、僕のこれはあくまで参考資料の数字ですけどもなっています。

これが仮に町のほうで、僕がお願いするように無償化という形だったらいるんだろうと思います。まず、それ以前のさっき言いました学校教育費、それと学校給食費、これ毎年10万近く要る。この数字、義務教育でこれだけ要るということに対して、教育次長、どのように思われますか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

高いか低いかということの御質問でしょうかね。ちょっとそこら辺はよく分かりかねる部分もあるんですけども、現在、どうしても義務教育の中でも、いろんな形での教材の補充であつたりとかということが費用的には発生するようなことがあります。その分を適切な形で御負担をいただいているというような形で認識はしてございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） すみません、その高いか低いかという、もちろんこともありますけれども、やっぱりこれだけの負担というのは、各家庭に大きなダメージを与えていると思われるか、思われないかということを、すみません、僕は聞きたかったんですけども、要は、コロナ禍で、今年の3月に比べて収入がたくさん目減りされている方々に対してはこの負担はすごく大きい。ましてや、子供が1人じゃなくて2人おるとすると、年間20万円ぐらい要ると。これに対して何とか町としては補助できないものかということです。

公会計というお話もありましたけども、これ多分福祉のほうは公会計に、すみません、小中が公会計になってないんでしょうか。それも含めてお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 現在、その給食会計におきましては、それぞれの学校で会計をしていただいているような状況になってございます。全国的な流れとしても、教職員の負担の軽減ということで、公会計化のほうへの流れは現在ございます。その流れと併せて、現在、給食の関係での検討ということをさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 公会計につきましては、たしか文科省の中で公会計推進という何か連絡がたしかあったような記憶がします。ちょっといつだったか、資料、すぐにちょっと分からないんですけども、そういうので、和歌山県につきましては、上から10番目、約55.6%でしたか、導入もしくは導入を検討されているというところがあるんですけども、和歌山県では結構高い確率で、引き続いて公会計進められているようなんですけども、紀美野町はこれに対して、今おっしゃられたみたいに、学校の先生がいろんな会計に対する負担を軽減するために、公会計にするということは積極的に進めていく予定なんですか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 先ほども答弁させていただきましたが、全国的な流れにも準じて、紀美野町としても、今までそれぞれの学校の給食会計を紀美野町の一般会計予算のほうへ計上するという、その公会計化のほうへシフトしようと現在検討してございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 無償化に仮になれば、公会計も私会計もあんまり関係ないんだろうと。僕、詳しい勉強はしてないんで、よく分からないんですけども、仮に補助となると、やっぱり公会計に、一般会計のほうへ入れて、また補助は補助として幾らかを出す、そういう形になるんだろうと思うんですけども、この状況下で、さっき言いました、まず数字戻して約2,000万円程度、今の人数だと無償化の場合は要るんですけども、単純に言えば、公会計にして1,000万を補助するとか、粗っぽい言い方ですけども、そういう方法というのは単純には考えられないんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 現在、補助という手段につきましては、もちろん無償

化と比べると負担感も残りますし、保護者の方に対しましての事務も新たに発生するようなことにはなると考えております。プラス補助金としての支出になりますので、お金の流れも新たに発生するということでございますので、そこら辺、その補助というよりは、無償化のほうでできればということで、現在、できるだけ検討はさせていただいているような状況でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3 番、藤井基彰君。

○3 番（藤井基彰君） おっしゃるとおり、補助となると手続上、その公会計にするとか、いろんな問題がたくさんあると思うのはよく分かります。いろんなシステム上の問題もあるとかっていう理由もよく分かるんですけども、ちなみに、今、小中学生合わせて392人ですか、すみません、平成30年度の人数なんですけども、これ、今、この人数なんですけども、当然把握されていると思いますけども、これ5年、10年たちますと、僕いただいた年齢別人口表というんですか、それ見ましたら、もう御存じのように、気球のような形で、こういう形、もう当然御存じやと思うんですけども、団塊の世代が当然多いんですけども、その15歳、義務教育を受ける年齢やとぐっと減ってくるんですね。これが5年、10年たってくると、仮に10年たつてとするならば、2019年でのゼロ歳児は19人しかないと。多分今から10年たつと、もう各学年が10年ぐらい減ってしまうだろうという形になるんですけども、ということは、単純に言えば、五、六百万円の費用が必要なくなるんだろうと思います。もちろん大変なんですけども、今、一番困っている方々に何とか早急にこういう形で無償化というのはできないものなんでしょうか。再度お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 藤井議員の再質問にお答えします。

現在、先ほど次長からも話あったんですけども、給食費の公会計化に向けて取り組んでいくということで、無償化ということになってくると、いろいろ細かな検討をしなければならぬ問題がたくさん発生してきます。今、話させてもうた、その公会計化というのもその一つなわけです。そういったいろいろな細かな部分の検討を一つ一つ解決しながら前進させていきたいと考えていますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3 番、藤井基彰君。

○3 番（藤井基彰君） すみません、この給食の問題、最後にすみませんけども、

今、子育て世代というのは、共稼ぎをしながら子供を育てている方が多くて、これからの紀美野町を支えていく子育て世代、また、その先の子供、この方々が苦しんでおられると。特に今はコロナになってから、すごく厳しい状況になっていると。もちろんひとり親はより一層厳しい形になっていると。生活保護とか生活保護に準ずるというお話がありましたけれども、なかなか口で言うように、その一線を越えてお願いするというのはすごくいろんな面で大変なことだろうと思います。そういういろんな困っていることを何とか解消するために、何とか無償化もしくは補助というのを早急にお願ひできないものかなと思うんですけども、町長は以前、あの大きな自分の方針の中で、子供の教育、それから育成、すごく力を注いでくださっています。特にこの1年は、そのコロナで急速に厳しい状況の中で。

○議長（伊都堅仁君） 終わってください。

答弁はもうよろしいか。

○3番（藤井基彰君） できたら答弁お願いします。

○議長（伊都堅仁君） できる部分の答弁をお願いします。

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 藤井議員の再々質問といいますが、お答えいたしたいと思いますが、教育の面、そしてまた、人口対策の面、これからの紀美野町の将来の人口ですね。それから、やはり若い方々に来ていただかねば、そうした中での総合的に考えて、ひとつ今後も検討していきたいというふうに考えますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、藤井議員の一般質問が終わりました。

続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今回は半分の時間しかないということでございますので、どうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

まず初めに、風力発電についてお聞きします。

この問題が起こってから、もう足かけ4年になっております。町民は、もし建設されれば、土砂崩落などによる被害あるいは人体への健康被害等を考えて、開発会社が諦め、

早期の徹底を願っているわけでございますけれども、前の議会では業者の動きがないということでございましたけれども、現行の状況を、この風力発電について、特に有田川町ではいろんな動きがあるようなのでございますけれども、紀美野町の現在のこの開発会社の動きについてお聞きしたいと思います。

また、もし建設された場合を考えますと、発電機に飛行機の飛行の安全のために航空障害灯というのを付けるんですよね。これは60メートル以上の建物については要るようでございますけれども、これがですね、うちにとって、今、大事な天文台、真国の山々、この細野にかけてつくられていくと、この85メートルのタワーですから、相当に高いところについてくると。そういうふうなことがうちの天文台に影響するということが可能性があるように思うわけでございますけれども、大事な天文台のこれからの仕事も考えた場合に、この影響というものについてどう考えられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次、コロナ対策についてお聞きします。

いよいよ身近にコロナの被害が迫ってまいりました。そこで、さきの議会で質問した、コロナ陽性者に対する差別・いじめの対策について、及び検査についての対策をお聞きしたいと思います。

報道等を見ていましたら、クラスターの発生が起こっておりまして、この間にお聞きしてまいりますと、この差別に対する対策が取られてきたということでございますけれども、今後、さらに一部地域じゃなくて、この全体的に陽性者が出てきた場合に、いろんな差別等の問題がさらに心配する部分になってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、このことについて、さらなる対策が必要だと思いますけれども、どうかお聞きしたいと思います。

また、さらに深刻な状況になった場合の検査の体制ですね。今としては、なかなかその治療薬や、あるいは、今言ったように、ワクチン等がなかなか進んでまいらない状況の中で、やはり早期発見いうんですか、早くこの陽性者を発見して隔離してもらおうと。そういうことが、今、一番の対策じゃないかというふうに思いますが、この検査の体制についてお聞きしたいと思います。

次に、県立高校の統廃合の問題についてお聞きしたいと思います。

県は、29校ある県立高校を9校減らし、20校にする計画であるというふうに聞きます。

紀美野町にとってはどのようなことが計画されているのか分からない。この町にはどんなような影響があるのか分からんわけでございますけれども、毛原分校や大成校舎がある町として、この問題は看過できないと思います。

町では、町おこし、まちづくりと多くの方がボランティアで運動に取り組んでおられるわけでございますけれども、県の言う統合しなければ負のスパイラルで地域の活力が低下するというのは、全く納得できないもので、統合されないところは、統合することによって、この子供たちが寄ってくると。そういうふうな点で、県の言うメリットがあるか分かりませんが、統合されて学校がなくなる地域、9地域あるわけでございますけれども、ここでは、その大きなマイナスの効果しか考えられないと、このようになってくるかというふうに思います。

この計画について、なくなってくればいいんですけども、少なくとも、今、この町では、この問題を少しでも遅らせて、町のこの活性化の方向に考えていかなきゃならないというふうに思います。

今、コロナという100年に1回あるいは200年に1回というふうな大きな病気が起こってきている。それ、スペイン風邪のときにもそうであったようでございますけれども、これによって変わるんですね、社会が。今、そういうことを多くの方々が言われているわけでございますけれども、実際、昭和35年から高度経済成長で一極集中というふうなことになるおったわけでございますけれども、このコロナによって、ネット環境が整備されて、田舎でも「リモートワーク」というんですか、そういうふうなことができたりしてきています。そういうふうな「在宅ワーク」のこの大規模な経験を踏まえ、また、そういう中で、今、食料難という大きな問題が目の前に派生、もう徐々に起こっているわけですね。今、37%ですか、そういうふうなことも起こってきているような中で、この田舎と言われている地域の見直しということが考えられます。

いずれにしても、この統合というふうな形で地域が衰退するということよりも、今、この統合問題を少しでも先に追いやって、そして、この地域を本当にこうしていこうという、そういう大事なときであるかというふうに思います。そういう意味で、この統合の計画、どうも県のほうは15年先の話ではないようなので、町として、できるだけこの問題を先に延ばしてもらおう対策というのは必要じゃないかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、さきにも質問させていただきました、アクセル、ブレーキの踏み間違い対策機

器の取組についてであります。

以前の質問に対しまして、私は前向きの答弁をいただいたというふうに思うわけですが、この高齢者が多くなってくる中で、しかも町長も心配されておりましたけれども、車に乗れなければこの町に住んでいられない方々もたくさんおられるわけでございます。そういうような状況の中、この機器の普及について、現況をお聞きしたいと思います。

以上、4点よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、1番目の「風力発電について」の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、現状について御説明申し上げます。

環境アセスメントにおける現地調査、特に猛禽類の調査は四季を通した調査を2年間実施する必要があるとしていますので、今後、約3年は必要となります。そうした中で、進捗状況を事業者を確認したところ、前回、9月議会にて説明させていただきましたとおり、現状何も進んでいないとのことであります。

今後も、事業者には調査の進捗状況を確認しながら、町民の皆さんの御意見を尊重し、生活環境を守ることを最優先に、町としての意見を述べていきたいと考えてございます。

以上、簡単ですが、「風力発電について」の御答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の1番目の風力発電の航空障害灯の天文台への影響についてどう考えているかについてお答えをさせていただきます。

現在の計画における航空障害灯による星の動物園みさと天文台への光害につきましては、海南市街地の光の強さに比べると、点光源となるため、光害の影響は小さく、星座や天の川の観察、いわゆる星空観察への影響は考えにくいと推測しております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、美濃議員 2 つ目の御質問「コロナ対策」についてお答えします。

和歌山県では、個人が特定されることにより、差別や風評被害になりかねないことから、新型コロナウイルス感染症の情報は、性別、年齢、所管の保健所名等、最小限の公表にとどめております。

しかしながら、県内では、SNS 上で「感染者だ」と言われ、氏名を公表されたり、「あの店から感染者が出た」と風評被害を受けるなど、新型コロナウイルスに関する誹謗中傷の相談を県では今年 2 月から 10 月末まで約 40 件受けているとのことでした。それを受け、県は「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定し、対策を講じていくとのことです。

本町では、11 月 26、27 日、国道 370 号線改良工事に従事する民間業者の宿舎で新型コロナウイルス感染者が確認され、クラスターが発生しましたが、関係者への誹謗中傷や個人的な憶測に基づく情報の拡散等の行為を絶対に控え、正しい情報に基づき冷静に行動していただきますようお願いいたします。

町といたしましても、今後も偏見につながらないように、引き続き広報などで周知していきたいと考えておりますので、町民の皆様におかれましては、人権意識をもって行動していただきますようお願いいたします。

次に、現在の検査体制についてお答えします。

以前は、発熱等の症状のある方は、帰国者・接触者相談センターである海南保健所へ相談することになっておりましたが、インフルエンザ流行期に備え、多数の発熱患者が適切に地域の医療機関で診療、検査が受けられるよう、11 月以降は、かかりつけ医などの病院へ事前に電話連絡した後、医師の指示により診療等を受けていただくこととなりました。診断により、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、かかりつけ医など地域の医療機関で PCR 検査を受けることができます。

県は、どこが PCR 検査実施医療機関であるかは公表しないとのことですが、PCR 検査ができる医療機関も増えつつあるとのこと。また、PCR 検査ができない医療機関の場合でも実施医療機関へ紹介してくれる仕組みとなっております。

また、現在のPCR検査の1日の検体可能件数は約3,800件で、病床数は、11月25日現在で205床ですが、最大470床まで増やす計画とのことです。

今後も引き続き、国や県と連携し、感染対策を講じてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

(まちづくり課長 山本訓永君 登壇)

○まちづくり課長（山本訓永君） 私からは、美濃議員3つ目の御質問「県立高校の統合問題について」お答えいたします。

県は、人口減少や少子化がさらに進行し、15年後の中学校卒業生徒数が、現在の7割程度になることが予想されることから、昨年の10月、きのくに教育審議会に「これからの県立高等学校の在り方」について諮問をいたしました。

その後、今年8月に審議会から答申がまとめられ、今後15年間の方向性を示して、現在29校ある県立の全日制高校が、おおよそ3分の2になるイメージとしております。

これを受けて県は、12月末までに「再編整備実施プログラム」を教育委員会で作成し、県民からパブリックコメントを募集した上で、年度内に「県立高校再編実施計画」を公表するとしており、現在は「再編整備実施プログラム」も示されていない段階ですので、今後の計画の公表を待ちたいところでございます。

しかしながら、町内には県立高校の海南高校大成校舎と美里分校の2校がございます。いずれの高校も地域には大切な存在であるということは誰もが認めるところで、そこに高校があり、学生が通学する姿や地域に関わり活動してくれていることは、地域の活力となっていることは言うまでもありません。

また、「まちづくり」という観点から申し上げますと、学校は町の活性化に必要な要素であると考えます。特に高校は、自身の進路について考える時期であり、社会に出る一歩手前の年代であります。

人口減少・少子高齢化が加速する紀美野町にとって、そういった生徒たちが将来の地域の担い手となってもらえるように、地域学習を通して、地域と関わり、町の魅力を知り、郷土愛や地元を誇りを持つ次世代の人材育成を図る取組を展開してきたところでございます。

県立高校の統合問題につきましては、県教育委員会の所管ではございますが、大成校

舎、美里分校とも「地方創生の核となる存在である」と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

御理解賜りますようお願いいたします。

(まちづくり課長 山本訓永君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、美濃議員の4点目の「アクセル、ブレーキの踏み間違い対策機器の取組について」の御質問にお答えをいたします。

令和元年6月定例会において、美濃議員の御質問に対し「先進的な自治体の補助制度を参考に、前向きに検討していきたい」と答弁させていただきました。

その後、高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、アクセル・ブレーキ踏み間違い機器の購入補助を町として実施することの検討を重ねておりましたが、国の制度としてドライバーを資金面でサポートする「サポカー補助金」が制定され、申請受付も今年の3月9日から開始されているところです。このため、町単独の制度としては、実施には至りませんでした。

サポカー補助金の一例ですが、65歳以上になるドライバーが「対歩行者の衝突被害軽減ブレーキ」と「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」の両方を搭載した「サポカー」を購入する場合、乗用車で10万円、軽自動車で7万円、中古車で4万円の補助金を受け取ることができます。緊急自動ブレーキの普及率は、新車搭載では、ほぼ9割となっているようでございます。

この補助金の申請等は、「一般社団法人次世代自動車振興センター」もしくは「認定取扱事業者の店舗等」で取り扱われておりまして、補助金の申請から交付までの手続に関しましては、町は関係してございません。

以上、4点目「アクセル、ブレーキの踏み間違い対策機器の取組について」の答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、この1点目の風力発電でございますけれども、
実際、これから3年かかるという答弁でありましたよね。この3年かかってくると、実
際はどんなふうになってくるわけですか。もうこれから令和3年ですね。来年には、た
しかもう方法書ですか、出さなければならんような状況になってきているかというふう
に思うんですけれども、これがどうなってまいりますか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） アセスは3年かかる予定でございます。今かかった
としても3年かかる予定でございますので、方法書についても、それまでは期間が当然
かかってきます。ただ、業者としては、準備書提出期限というのは、その風力発電に対
するFIT法の認定はもう取得してございます既に。平成30年の3月30日で認定を
取得してございますので、その期間というのは、その認定の日から換算して4年以内
に着手することとなっていますので、当然もう無理ということになります。準備書まで
の間でもまだ3年かかるということになってまいります。

ただ、前回も説明させていただいたとおり、FIT法の買取りというのが15年間つ
てなってますので、その期間が短く短縮されるだけであって、調査することが基本であ
りますので、当然のように延長ということになりますので、業者としては、当然どう対
策するかということについては、今後、今考え中ということでございますので、文献調
査だけになるのか、それは環境に対するアセスメントの簡略ということも、今、政府の
ほうでは講じられています。それもまだ未確定であります、それぞれを加味しまして、
事業所として、今、考え中ということになりますという答弁で、調査したところ、事業
者から回答がありました。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 具体的に、今、答弁していただきましたけれども、その
FIT法の何が取得している。だから、もう既にそういうことは、書類さえ整えば、も
う進んでいくと。開発オーケーになるわけですね。ただし、県知事の森林開発の意見あ
りますけれども、今、お話あった件ですね、その数字の部分で、実際には何年で、FIT
法による買取り料金ですね、これは何年まで続いていくのか、その辺のところも含め
てお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 確かなことというのは、私のほうからもまだお答えすることはできない状況でございます。といいますのも、まだアセスが進んでおりません。そうした段階で、あと何年後というのは、F I T法が15年だけの買取りということだけですので、それが3年延びということになってきたりしますと、あと何年ですという御答弁については、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、何ですか、国のほうはまだF I T法の年数を延ばすと、そういうことも考えられるわけですか。3年が延びるというふうに、今、答弁されましたけれども、要するに、令和3年に方法書も出さなきゃならんわけですが、これも延びるということですか。それで、その後、F I T法の15年のかかりは何年からかかっていくわけですか。

それと、航空障害灯でございますけれども、今、答弁ではあまり関係ないと、こういうふうな答弁でありましたけれども、しかし、まるっきり関係ないことにもならんのではないですか。今言われたように、西のほうに、確かに海南のいろんな灯が見えています。でも、東の方向に向いて、真国の山々から細野に向けてついていった場合に、影響が出るんじゃないですか。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 期間でございますけれども、環境アセスのほうは3年ということです。ただ、今、何も進んでございませんので、3年かかるというだけの話でございます。ただ、猛禽類も2年かかりますということで、それを合わせますと3年かかりますというお話だけでございます。

それで、今、直近で終わったとしても、15年はかかります。15年間は買取りができますけれども、ただ、それもだんだんもうマイナス、マイナス、マイナスとしていきますと、今の現状でしたら、10年というのかな、令和10年、15年、その辺になるかと思います。ただ、それはもう私のほうからは期限もあるといいものの、事業所としてどう対応していくかという判断だと思います。

あと、今後の国の制度として、F I T法がF I P法にもなるということもございますので、その辺の切替え等々もあると思いますので、期限等について、私のほうからは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 航空障害灯の件でございます。航空障害灯の高さは、現在の星空観測の主たる観望範囲からすると高い。そういう高さではないと認識はしてございます。ですので、影響は小さいとは考えていますが、その１００％と言われると、そうではないとは考えております。ですので、今後、光害についても、事業者の動向は注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 結局、その年数については分からんということですね。分からんということでしたら、ここでやり合いしても仕方ないので、またそのことについて、またお知らせいただきたいと思います。

それから、航空障害灯については、注視という、ゆっくり見てる場合ではないというふうに思うんですよ。やっぱりどんなふうなことが想定できるんかということは、町としても当然研究していただきたいと思います。それについて、今、分からんということでしたら、またお知らせいただきたいと思います。

次に、コロナについてお聞きしたいと思います。

コロナの問題については、ＰＣＲはかかりつけ医でもらえると、そういう答弁がありました。これは、結局、要するにかかりつけ医に行けば、そのいろんなことがほとんど、最悪、入院までいけると、そういうふうなことでよろしいんですね。

それともう一つですが、差別について、条例もつくられると。そういうことで県も進んでいるということでございますけれども、そういうふうな意識の醸成というんですか、そういうことについては、町としてどのように対策を進めていくのか。今までも考えてくれているでしょうけれども、具体的であるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、美濃議員の御質問にお答えします。

まず、１点目のコロナのＰＣＲの検査体制については、美濃議員おっしゃられるように、かかりつけ医にまず行ってもらって、発熱などがある場合は、まずかかりつけ医へ行ってもらって、そこで、できるんだったらしてもらって、その病院がＰＣＲの検査実施機関でなければ、違う病院に紹介してくれるということで、そういう体制で進めて

おりますので、御理解いただきますようお願いします。

次に、県のほうでは、誹謗中傷に関する条例を制定して対策を講じていくということですが、町としてはどうかという御質疑だったと思いますが、広報とかで誹謗中傷をしないようにということで、再三広報で周知させていただいております。また、サロン等でそういうような情報も流しながら、皆さんに周知しているところですので、御理解賜りますようお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 広報等で差別・中傷に対して対策の周知しているということでございますけれども、なかなかですね、広報等を読んでもいただければいいんですけども、忙しいことでもあるんでしょうか、なかなか見てももらえないというのが一つの課題ではないかというふうに思います。そういう点で、何らかの対策、さらに要るのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） より踏み込んだ対策ということで、県と調整しながら、その差別の事象がある場合についても、連携しながら対策を講じてまいりたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 県とともにこの問題について考えるというふうな答弁であつたかというふうに思うんですけども、あまりゆっくりしてられないんじゃないですか。今、思わぬ近くで、そういうふうな場所が宿舍ということであるようですけども、出始めたということであって、それがまた町内のどこに飛ぶかというふうなことにについては我々考えられないけれども、迫ってきていることはもう確かなんですよね。それで具体的にどうするんかということについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたします。

美濃議員の御心配されていることは非常によく分かります。しかしながら、県のほうで条例を制定するというふうな動きの中でですね、やはり周辺の市町等々とも状況を見ながらですね、やはりこの当町としても検討していきたい。そういうふうに考えておりますので、ただ、今、現実にそうしたことで問題が今のところは起こっておりません。先ほども御質問の中にございましたが、国道370号のその作業寮ですね。この件に

おきまして、おかげをもちまして、10人の感染者、これによって今のところは停止しているというふうな状況でございまして、そうした中で、やはりそれを見ながらですね、やはり県とも検討し、そしてまた、周辺市町村ともやはり状況を見ながら、その検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、答弁いただきましたけれども、実際、今こそやらなければならんというふうに思うんですよ。もう出始める、これから実際に出てしまってくると、もう大変なことになると。一番の問題は、その早く陽性になっている方を隔離させてもらうということで、その次に、やはり隠さないという、差別・中傷の問題は隠すことにつながっていく可能性があるんですよ。ですから、早くその方がそういう陽性になっているということを分かって、早くその対策を取っていくと。そのことが広げないかなり大きな仕事だというふうに思うんです。

それで、今申しているように、県の様子を見ながらとか、近隣の市町村の様子を見ながらということも、そら大事か知りませんが、町としてもいち早く対策が必要かというふうに思います。これについてはですね、そういう方向で頑張っていただくということで、答弁は結構です。

次に、県立高校の問題について、地域の学習、今、答弁で町内の高校は必要なんだと。そういうふうな答弁をいただいてありがたいんですけども、これからそういうしていく、さらにこの町をおこしていくというふうなことが必要になってくる。実際、今、大きなコロナというふうな問題が起こっていますけれども、こういうふうな歴史的な中でも、このコロナとかそういう大きな病気が起こった場合に、社会が変わるというふうな点もありますから、できるだけこの統合問題を時期を遅らせるための対策ということが必要ではないかというふうに思うんです。それについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） 美濃議員の質問にお答えいたします。

先月の11月24日に総合福祉センターで、県の教育委員会に来ていただいて、この問題について説明していただいたんですけども、そのときには、県立の全日制高校がおよそ3分の2になるイメージ、29校ある高校が20校程度になるんじゃないかというぐらいで、具体的なことはお話しになれなかったと思うんです。

県のホームページを見ますと、この答申が載っています。この中の紀美野町は紀中エリアというところに入っております。海草、有田、日高地域となっております。普通科高校は、市地域に1校を残すとなっておりますので、海南高校は確かに存続すると。当町にとりましては大成校舎と美里分校ということになりますが、それは12月末にこの計画の案として再編整備実施プログラムというのが示されるとなっていますので、それは待ちたいところでございます。いずれにしても、町内2校にとりましては、町や地域にとって大切な高校でございますので、当然存続を望んでいくということでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時11分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） なかなか質問者と答弁者の間でのなにかみ合わんようなんですけれども、要するに、今、15年先の数字を出しているんで、ともすれば、15年先の話かなといったら、そうでもなくて、聞いた話で、県議会のほうでは具体的にこの3月までにある程度の方角を出す。それを具体的にどうするんかということでやっていくようなんですけれども、そんなにゆっくりしている場合ではないようなんですけれども、町長として、この統合問題についてのその時期をできるだけ延ばしていくような対策、そういうふうな、9校ありますからね。もう大体9校というのは出てくるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺のところ、町長、県下それぞれの地域で働きかけをやっていただきたいということについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） どうも議員とかみ合わないですが、ある程度、その計画が出され、説明がされ、そして、それについて町としての意見はということで聞かれたときにはですね、今おっしゃられているような、皆さんにお諮りをして、これを期間を延ばしてもらうようにしようとか、みんなで要望していこうかというふうな話になると

思うんですよ。まだ計画も何も出されてない段階において、その期間を延ばせ云々の要望は、私はちょっと時期尚早かなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 事が決まってくれば、なかなか話が融通が利かなくて、どんどんと進んでいくと。さきの大成校舎になるときの運動というのは、本当に大きな運動に短期間に盛り上がって行って、ああいう形で大成校舎として残すということになったというふうに聞きます。何にしても、この問題について、やはり町長の政治家、政治力としての期待するところですけども、状況を早く分析して、その部分で9校ありますからね。その方々との連携等も考えながら、できるだけこの問題を先延ばしして、その間に町をどういうおこしていくんかということが必要かというふうに思います。そういうことで、統合を急がさないということについての立場でどうやっていただくかという質問でした。これについては、町長のこれからの活動に期待したいと思います。

その最後のアクセル、ブレーキの踏み間違いについてお聞きしたいと思います。

先ほど、国のほうからこういう予算がついた、制度ができたということで、今、町のほうは具体的にその辺については手を出してないということでございましたけれども、それでは、今、どんだけの方が利用されているのか。それから、この対象者との関係で、実際、高齢者が多い町で、しかも狭い道路ですね。国道、大きな道を外れれば、すぐ細い山道に入って、カーブも多いと。そういう方々が犠牲にならないための対策ということについてはどうであるか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、この対象者は、令和2年度中に満65歳以上になる方が対象でございます。そして、ちょうど町も単独で考えていたのも当然あるんですけども、それ以上に国のほうの制度といいますか、こちらのほうが広範囲であったということで、うちはその単独の補助をせずに、国の制度でやっていただいているという立場でございます。

それで、このちょうどサポカー補助金というのは、令和元年度の補正予算で対応されておりまして、1,126億7,000万円、これが予算化されておりまして、まだ現在も使い切っておらないんですね。この予算を来年度に繰り越して、まだ事業を継続するという国からの、経済産業省や総務省からの通達も先日来ております。それで、今日が

その閣議決定される見通しであるということも聞いておりますので、引き続き、町民の方にはこの制度を御利用いただきたいと、このように考えております。

ただ、議員危惧されている山道で、坂道で、細い道で、なかなか交通、自分で運転してというのは大変困難な方も徐々にいらっしゃるかとは思いますが、これ本当に自分自身、御自身がなかなか自覚していただかないと、こういう事業に結びつかないと思いますので、まず交通安全のそういう高齢者を対象に、そういう交通安全の講習会等でお話をさせてもらなりして、自覚していただくと同時に、また免許返納云々のことも進めていきたいと思ひますし、そしてまた、タクシー利用券、こういうのも町も10月から進めておりますので、いろんな交通の手段を選択できるようなことも今後は考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今の申されましたけれども、それについてですね、周知をどのようにしていくんか、徹底するためにどうであるんかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） このサポカーに関してですか。サポカーの補助金に関してですか。

○11番（美濃良和君） そうです。

○総務課長（細峪康則君） やはりこれに関しては、うちのホームページ等でまたリンクできるような形で、この次世代自動車振興センター、ここが大体取りまとめているところでありまして、こういうことを御案内させていただくような形になろうかと思ひます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） このことについて、なかなかホームページとか見てもらえない方が結構多いかというふうに思ひます。そういう点で、やはりこんな問題、民生委員さんがどうこうするものではないかというふうに思ひますけれども、そういうふうにお知らせしてもらえ、もっと徹底してお知らせする方法について検討願ひたいと思ひます。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） これ、予算がなくなったら、もう恐らく締め切ってしまうというようなこともございます。ですから、広報誌でとかっていうのはなかなか難しいかもしれませんが、マスメディア、テレビであろうが、新聞であろうが、いろんなところでこの啓発というんですか、そういうものもされておりますんで、そういうのも活用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 町としても、もう少しですね、この問題についてをやってもらいたいということを申し上げたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 承りました。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃議員の一般質問が終わりました。

続いて、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 支援金について。

かじか荘に指定管理という名目で現在まで約2億円を使い、また、支援をされてきました。そのため近くの同業者の紀美野町唯一のだるま温泉が経営不振で廃業され、支援をしなかったことが悔やまれます。これでは町の発展や活性化は望めません。

以前の議会で、今回、コロナにより、かじか荘に2,700万円の支援金を出すとのこと。コロナにより困っている同じ個人経営者に100万円ぐらいの支援金を出さなければとの答弁で、かじか荘は指定管理であります。個人経営者に100万円の支援金を出すと、約五、六億円が必要で、そのような財政ではありませんとのことでしたが、だるま温泉のようにならないためにも、また、町発展、活性化のためにも、30万円ぐらいの支援金が必要だと思います。町長の御判断をお聞きします。

2、救急車待機所について。

合併当時の議会で、紀美野町は東西に長く、救急車の対応に時間がかかるため、毛原小西地区に救急車の待機所を造ってくださいとの答弁で、予算が組めませんとのこと。当時、毛原宮まで約40分、たまゆらの里まで約50分かかったと思います。住民の命

を守らねばならない町長の答弁とは思えません。

今回、町外の経営者のりら学園の屋根改修工事に約3,000万円を使われていますが、先に救急車待機所を造っていただけないのはどうしてかとの答弁で、待機所の代わりにこのような対応をしています。最後に、今度、和歌山県消防広域化計画が示されれば、積極的に取り組みますとのこと。町長は今まで積極的に取り組まなかったのですか。これから取り組んでも多くの住民が亡くなっており、もう遅いです。

救急車は大雨や台風の時にも昼夜を問わず、365日休みなく、1分1秒でも早く対応しなくてはならず、このような対応では救急車の対応になっていません。早くに待機所を造っていれば、このようなことにならなかったのに、住民の命を守れなかった責任を取っていただかねばなりません。どのような責任を取られるのか、お聞きします。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、北道君の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長(吉見将人君) 私からは、北道議員御質問の1番目の支援金についてにお答えさせていただきます。

町の発展、活性化のためにも30万円ぐらいの支援金が必要ではないかとの質問でございますが、9月の議会でも御答弁させていただいておりますように、当町では、既に5月の臨時議会で、全会一致で御承認をいただき、法人に20万円、個人事業主に10万円を給付する「新型コロナウイルス感染症対策協力給付金事業」を実施いたしました。

この町独自の制度により、法人84件、個人事業主319件、農家144件の計547件の事業者の方々に対しまして6,310万円を既に給付してございます。

また、継続した経済対策が必要であるとの観点から、商工会が販売する50%のプレミアム商品券事業、観光協会の半額で購入できるプレミアム付き電子チケット事業につきましても、議会で御承認をいただき、適宜、経済活性化の施策を講じてございます。

以上、支援金についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) 北道議員の御質問、救急車。

- 8 番（北道勝彦君） 議長。
- 議長（伊都堅仁君） 何か。ちょっと答弁済んでからにしてください。
- 8 番（北道勝彦君） これ、職員さんには関係ないことや。町長のね、執行権に
関係あることでね、町長に答弁してもうてください。
- 議長（伊都堅仁君） 町長でも消防長でも一緒、同じ。
- 8 番（北道勝彦君） 同じじゃないじゃないですか。この間の何の中で、町長の
答弁やのに、消防長の答弁って書いてたやろ。
- 議長（伊都堅仁君） 休憩します。
- 休 憩

（午後 2 時 2 9 分）

再 開

- 議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- （午後 2 時 3 0 分）
- 議長（伊都堅仁君） 消防長、答弁してください。
- 消防長（家本 宏君） 北道議員の御質問「救急車待機所について」御答弁申し
上げます。

かねてより、御説明させていただいておりますが、東部地域分署等の必要性は十分理
解しているものの、財政面や現有消防力等を鑑みると、現状においては、国から示され
た消防の広域化に関する基本指針に基づき問題解決することが最も適切な方法であると
判断をしています。

このような状況下、今まで消防の広域化に積極的に取り組まなかったのかという御質
問でございますが、平成 2 0 年 5 月に策定されました「和歌山県消防広域化推進計画」
に基づき、当町は橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町及び高野町との消
防広域化に向けまして、平成 2 1 年 2 月から平成 2 3 年 1 1 月までの間、ワーキング会
議、消防長会議等計 1 4 回の会議を経た後、消防広域化協議会設立準備会を設置し、事
務局に職員を派遣して本格的な協議を行いました。実現に至りませんでした。

また、翌年の 4 月からは、消防業務の一部である指令業務を広域的に運用することに
よりまして、大規模災害時や、災害規模の拡大による不測の事態にも迅速かつ強靱な消
防力に対応することが期待できることから、和歌山市、岩出市、紀の川市、海南市、紀

美野町の４市１町で共同運用についての検討を始め、平成２７年４月から本格的な運用を開始したところでございます。

さらには、平成２８年９月から令和元年７月にかけて、共同運用を実施している４市１町の枠組で消防広域化を図るべく、研究会、専門部会、検討会等約５０回もの会議を開催し研究を行ってまいりましたが、最終的には各市町の意向が整わず、現在に至っているところでございます。

このように、当町といたしましては、間断なく広域化の実現に向けた積極的な取組を行ってきましたので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより、２回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

８番、北道勝彦君。

○８番（北道勝彦君） 私の質問は、今回、町外の経営者のりら学園の屋根改修工事に約３，０００万円を使われていますが、先に救急車待機所をどうして造っていただけないのかという質問で、そういう答弁してもうても、質問のとおりになっていません。

○議長（伊都堅仁君） １問目はもうええのか。

通告項目に従い。

２問目のこの屋根の工事についてのことについて答弁をしてください。

○８番（北道勝彦君） １番目の質問は、もうそれで結構です。

２番、救急車待機所について、今回、町外の経営者のりら学園の屋根改修工事に約３，０００万円を使われていますが、先に救急待機所を造っていただけないのはどうしてですかとの質問です。さっきの消防長の答弁は、答弁になっていません。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午後 ２時３５分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時37分)

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

産業課長（家本 宏君） 今、御説明させていただいたんですが、やはり財政面、それから現有消防力等々を鑑みた場合に、このいつときの3,000万円等々の持ち出しでは一応対応できないと。そういったことから、この問題を解決するに関しては、消防の広域化、これをやはり行うことが最も適切な方法であるというふうに判断をしていると、こういうことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） これね、毛原まで半時間以上かかってね、救急車の対応できるのかどうなということよ。だから、造ってくださいということを僕は言うてたんやで。はようにもうね。そのじゅう、半時間で行けんかったんよ、毛原まで。なぜ造っちゃってくれやんのなということよ、早いこと。ほかのどこへ、こんな町外の経営者のところへ3,000万円も使うんやったらよ、先にこのことを、人の命に関わることやけ、なぜ造っちゃってくれやんのなという、僕は質問してるんやで。答弁もう一回お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えをいたしますが、そのりらに対してですか、3,000万の修繕費をのせたということに対しましては、この議会へ承認を取っております。その承認を取った上で、これ実施いたしておりますんで、議員の御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 僕はそんなこと言うてるの違いますよ。なぜね、そんなところへお金使うんやったら、待機所を造っちゃってくれやんなんだということを聞いてんのよ。答弁になってないやろ。そなん、議会で議決したさけって、そんなこと違うんやで。なぜね、そんな時間かかって、救急車の対応できやんところをな、なぜ早く造っちゃってくれやんなんだって言うてる。今までに何十人か亡くなってるんよ。だから、その責任をどう取られるんなということを町長には聞いてるんや。

(「その間の実績言うちゃれよ」の声あり)

○ 8 番（北道勝彦君） 納得できやんで。そんな救急車が半時間。

ちょっと休憩して。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2 時 4 0 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 4 1 分）

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 今、北道議員がたくさんの方が亡くなられているというお話がございましたので、私ども、平成 18 年から令和元年、昨年までの間の救急隊が一応対応した心肺停止、傷病者の方の一応実態を把握しております。その結果、毛原下から長谷宮地域で、この平成 18 年から昨年までの間でお亡くなりになられておるのは、合計 8 名です。年別に一応人員を報告申し上げますと、平成 18、19 年は 1 人もございません。平成 20 年が長谷宮地域で 1 人です。平成 21 年も発生しておりません。平成 22 年が毛原下、この地域でおのおの 1 人ずつ。あと平成 23 年、24 年、25 年、26 年、飛んで平成 28 年、この年も 1 人も発生してございません。あと平成 27 年に長谷宮地域で 1 人。平成 29 年に毛原下地域で 1 人。平成 30 年に長谷宮地域で 2 人。昨年、毛原中で 1 名といったような状況になってございます。

当然のことながら、こういった状態の方がこの地域だけで発生したかといいますと、全く違いまして、紀美野町内全地域で発生しておりまして、ちなみに、このトータルの人数を申し上げますと、現消防署が所在する下佐々地域でも 40 名、小畑で 23 名、動木で 24 名、こういった人数の方々が発生しているという状況でございますので、今、北道議員のおっしゃられた、たくさんの方ということに関して、どういった根拠の基にお話をされているのか、私は分かりませんが、一応調べた結果ということで御報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8 番、北道勝彦君。

○ 8 番（北道勝彦君） 消防長、何かい、半時間から時間かかって救急の対応でき

るんですか。何ぼ少ないさけたってね、人の命は1人でも2人でも助けなきゃいかんのは消防です。そんな対応する人間少ないさけってね、どうして救急車待機所を置いちゃらなんだん。あっちやったら、おまえ、長谷、たまゆらでも7分か8分で行けるんですよ。どうして置いちゃらなんだんかということを僕は聞いてんねんよ。そんな人間何人やったどうって、そんなこと関係ないんよ。人の命はね、1人でも、それね、6人か7人、もしかしたら助かっちゃったかも分からんよ、早かったら。そういうことを僕は質問してるのよ。そんなね、何か少ないさけえ、向こうへ救急車置かなんだというよな、待機所置かなんだというよな答弁にしか聞こえやんのよ。

そして、このことはね、職員には関係ない、責任は。執行者である町長しか、職員は関係ないんよ、責任は。僕は町長にしか、それで町長に答弁してくださいよって言うてんねん。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えをいたします。

人の命というのは、これは非常に大事です。しかしながら、今までもう何回となしにですね、この問題について答弁をしまいいりました。しかしながら、いまだにそれが納得していただいてないと。といいますのはね。

○8番（北道勝彦君） 何でそういう。

○町長（寺本光嘉君） うるさい、黙りなさい。今、おまえ、話してるのやから。

そういう中でね、今までずっと説明をし、そして、その都度、その都度ですね、御了解いただいているというふうに私は思っておりました。しかしながら、一向に考えは変わってないというような状況の中で、やはりドクターヘリ、そしてまた、あそこの毛原には診療所ありまして、医師も常勤されております。そうした対応も含めて、やはりこれから今の状態の中で、広域消防、こうした話もあります。しかしながら、まだ達成まではいってないというような状況の中で、やはりそれを見ながら検討してまいりたいということで、以前から回答をさせていただいておりました。しかしながら、何かこの前のチラシを見ますと、そうじゃなしに、ひとつもやってないやないかというようなことを書かれておりましたが、決してそうじゃなしに、先ほど消防長が答弁させていただいたように、今まで40回、50回というふうな会議をしながら、広域行政の都度、やはり取り組んでおるところでございます。そうした中で取組をやっておりますので、ひとつ御理解を賜りたい。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 何遍って対応、答弁したというような話やけど、僕は質問は二遍ぐらいしかしてない。ほいで、ほかの者がね、ほかの議員が質問した記憶ないんや。だから、何遍となくというけど、俺はしちやっても三遍、まあ二遍やと思うんよ、今まで質問したん。どうして、何遍となくって、そういうことを言えんのな。

○議長（伊都堅仁君） 同じことばっかししか言うてないけども。

○8番（北道勝彦君） してないよ、質問終わるか。

○議長（伊都堅仁君） 同じこと繰り返してもしゃあないやろ。さっきも同じ質問してるでしょう。

○8番（北道勝彦君） まあ、したって三遍よ。そんなしてない。

○議長（伊都堅仁君） 何遍でもできるよ。

○8番（北道勝彦君） してないよ。

○議長（伊都堅仁君） 今の答弁を聞いた上で質問してくださいよ。

○8番（北道勝彦君） 聞いた上で質問してるんやしてよ。

○議長（伊都堅仁君） 同じことや、さっきと。

○8番（北道勝彦君） 何遍となくって、僕は質問では二遍か三遍しかしてないよ。二遍やと思うで。まあええわ。もうね、はっきり、押し問答みたいになってしまうからね。もうこれで質問終わり。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、北道議員の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日9日から10日までの2日間を休会とし、11日午前9時から会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君）

本日はこれをもって散会します。

（午後 2時49分）